

令和5年第5回小清水町議会定例会会議録

○議事日程（第1号）

令和5年9月12日（火曜日） 午前9時30分開会

- 第 1 会議録署名議員の指名について
- 第 2 会期の決定について
(議長諸報告について)
(町長あいさつ)
- 第 3 行政報告について
- 第 4 意見案第 3号 ゼロカーボン北海道の実現に資する森林・林業・木材産業施策の充実・強化を
求める意見書(案)の提出について
- 第 5 一 般 質 問
- 第 6 報 告 第 5号 小清水町一般会計継続費精算報告書について
- 第 7 議 案 第 4 1号 小清水町犯罪被害者等支援条例制定について
- 第 8 議 案 第 4 2号 小清水町附属機関に関する条例の一部を改正する条例制定について
- 第 9 議 案 第 4 3号 小清水町活性化センター条例の一部を改正する条例制定について
- 第10 議 案 第 4 4号 財産の無償譲渡について
- 第11 議 案 第 4 5号 令和5年度小清水町一般会計補正予算(第4号)について
- 第12 議 案 第 4 6号 令和5年度小清水町介護保険特別会計補正予算(第1号)について
- 第13 議 案 第 4 7号 道の駅活性化センター備品購入事業に係る契約の締結について
- 第14 議 案 第 4 8号 北海道市町村職員退職手当組合理約の変更について
- 第15 同 意 第 5号 教育長の任命について
- 第16 同 意 第 6号 教育委員会委員の任命について
- 第17 認 定 第 1号 令和4年度小清水町各会計歳入歳出決算認定について
- 第18 認 定 第 2号 令和4年度小清水町各事業会計決算認定について

○出席議員（10名）

1番	梶間善高君	2番	木戸寛治君
3番	高谷貴子君	4番	氣田敏和君
5番	瓜田新一君	6番	鬼塚茂君
7番	工藤孝一君	8番	和田彩君
9番	更科浩司君	10番	坂田秀昭君

○地方自治法第121条の規定により、本会議に出席を求めた者

小清水町長	久保弘志君
小清水町教育長	加藤友幸君
小清水町選挙管理委員長	吉田正貴君
小清水町農業委員会長	佐藤昌嗣君
小清水町代表監査委員	重成一男君

○委任を受け出席した者

副町長	鈴木祐之君
総務課長	細川正彦君
出納室長	牧野尚樹君
企画財政課長	畔木雅之君
町民生活課長	荒木和正君
保健福祉課長	組野麻記君
産業課長	石丸寛之君
建設課長	西川豊人君
保育所長	佐藤大吉君
生涯学習課長	村上信二君
選挙管理委員会事務局長	細川正彦君
農業委員会事務局長	石丸寛之君
監査委員事務局長	斉藤高広君

○本会議の事務に従事した者

議会事務局長	斉藤高広君
書記	谷綾乃君

◎開会の宣告

- 議長（坂田秀昭君）ただいまから、令和5年第5回町議会定例会を開会いたします。
(開会 午前9時30分)

◎開議の宣告

- 議長（坂田秀昭君）直ちに本日の会議を開きます。

◎会議録署名議員の指名について

- 議長（坂田秀昭君）日程第1、本日の会議録署名議員は、
4番 氣田敏和議員 7番 工藤孝一議員
を指名いたします。

◎会期の決定について

- 議長（坂田秀昭君）日程第2、会期の決定について、議会運営委員会の報告を求めます。
工藤孝一議会運営委員長。7番。
○議会運営委員長（工藤孝一君）7番。それでは、議会運営委員会の審査報告をいたします。
令和5年第5回町議会定例会を開催するに当たり、去る9月8日及び本日、議会運営委員会を開催し、本日開会の定例会の会期、運営等について協議いたしました。
本定例会の議員提案は1件、町長提案は13件であります。
また、一般質問7名、10件が通告されております。
あわせて、決算審査特別委員会を設置いたします。
以上、内容等を慎重に審議し、判断いたしまして、本定例会の会期は本日から14日までの3日間とすることが適当であると判断したところでございます。
以上、議会運営委員会の報告といたします。
○議長（坂田秀昭君）議会運営委員長の報告は会期3日間であります。
これに御異議ございませんか。
(「異議なし」と呼ぶものあり)
○議長（坂田秀昭君）御異議ないものと認めます。
よって、会期を本日から9月14日までの3日間と決定いたします。

◎議長諸報告について

- 議長（坂田秀昭君）本日の会議に関する諸報告を斉藤事務局長から報告させます。
○事務局長（斉藤高広君）諸般の報告をいたします。
本日の会議出席議員数は10名でございます。
本日の会議に関する説明員の出席につきましては、報告書を配付しております。
6月定例会後、議会閉会中における動向につきましては、報告書を配付しております。
監査委員からの例月出納検査報告書を受領したので、その写しを配付しております。
また、財政健全化判断比率について、町長から監査委員の意見書をつけて報告がありましたので、その写しを配付しております。
本日の議案に関わる説明資料につきましては、事前配付に関わるもの以外に入札及び契約状況表及び補正予算書の資料として給与費明細書を配付しております。
以上で諸般の報告を終わります。

◎行政報告について

- 議長（坂田秀昭君）町長から挨拶がございます。
あわせて、日程第3、行政報告について報告書が配付されておりますので、町長の補足程度の説明を願

います。

久保町長。

○町長（久保弘志君）おはようございます。定例町議会の開会に当たりまして、一言御挨拶申し上げます。

この夏の猛暑は9月に入っても衰えず、月の半ばを迎えても日中は夏日となり、幾分、朝夕は涼しくなっておりますが、まだまだ秋の訪れを感じさせない残暑が続いております。このような気候にあっても季節は収穫の時期を迎えており、猛暑の影響を受けずに、本年も実り多い出来秋となることに期待を寄せるところでございます。

行政運営では、今年度も半期を終えようとしておりますが、認定こども園の建設も始まり、そのほか計画している各事業も順調に進捗しております。議員各位をはじめ、町民の皆様の町政運営に対する深い御理解と御協力に心から感謝を申し上げる次第でございます。

そうした本日、令和5年第5回定例町議会を招集させていただきましたところ、公私ともに何かと御多用の中、全員の御応招を賜りまして、ここに定例会が開会できますこと、厚くお礼申し上げます。

さて、本定例会に御提案いたします案件でございますが、報告案件は、一般会計における継続費の精算報告1件、条例関係では、犯罪被害者等が必要とする施策を総合的に推進する支援条例の制定1件、附属機関に関する条例の一部改正など条例改正2件に、光ファイバー網の民間移管に係る財産の無償譲渡1件、補正予算は、令和5年度一般会計及び介護保険特別会計の補正予算2件、契約の締結は、道の駅活性化センター備品購入事業1件、規約の変更は、北海道市町村職員退職手当組合の規約の変更1件、同意案件では、教育長並びに教育委員会委員の任命2件のほか、令和4年度各会計の決算認定についてでございます。

以上、13件の案件につきまして、よろしく御審議の上、原案に御協賛くださいますようお願い申し上げます。定例町議会開会に当たっての挨拶といたします。

続きまして、行政報告をさせていただきます。

別途お配りしております行政報告書を御覧ください。

なお、私の補足説明はごく簡単に行いますので、御了承願います。

行政報告書3ページの下段右側、農作物作況調査であります。別紙農作物生育状況調査報告書をお配りしておりますので、御覧ください。

まず、総体的な状況でございますが、本年は春の融雪が早く、まきつけは平年より早く進んでいたところに加えて、その後の天候も記録的な猛暑となったことから、作物全般において生育速度が早く推移しており、例年より1週間早く収穫を行った秋まき小麦、春まき小麦の粗原収量は、きたほなみが反当たり12.82俵、春よ恋は8.94俵と、いずれも平年並みの結果となっております。

収穫の秋本番を迎える中、網走農業改良普及センター清里支所より、9月1日現在における農作物生育状況調査報告書が公表されましたので、その内容について補足説明いたします。

現在、収穫作業が行われておりますバレイショは、高温・多湿の影響を大きく受けまして、茎の成長が進み、JAこしみずの坪堀調査によりますと、収量、ライマン価につきましては、例年よりやや低い結果となっております。

てん菜でございますが、本年度は雨と高温に恵まれ、順調に根部が肥大していることが確認されており、例年より10日早い生育となっております。

大豆でございますが、茎長の生育が順調でありましたことから、一部でなびき倒伏が確認されておりますが、着莢数、生育も順調に推移しており、タマネギにつきましても、順調に球肥大が進み、平年より4日早く収穫が始まっております。

飼料作物のトウモロコシも、雨の恵みにより、例年より背丈が高い状態で生育が進んでおり、高温の影響で登熟も早まり、9日早い生育となっております。

牧草の収穫は、例年より9日早く、順調な生育となっており、ほかの作物と同様に雨の恵みと高温の影響を大きく受けており、昨年に比べ収量の増加が期待されております。

以上のような調査結果から、高温の影響から全体的に平年に比べ早い生育状況となっておりますが、今後の収穫作業に当たり、農業者の皆様をはじめ、関係者一丸となり、天候に対する適切な対応など、圃場管理の徹底を図り、豊穰の秋を迎えるとともに、収穫期の農作業事故に注意をされ、無事に本年の農作業

が終えることを願っているところでございます。

以上で、行政報告を終わります。

◎意見案第3号

○議長（坂田秀昭君） 日程第4、意見案第3号、ゼロカーボン北海道の実現に資する森林・林業・木材産業施策の充実・強化を求める意見書（案）の提出についてを議題といたします。

提出者、更科浩司議員の説明を求めます。

9番、更科浩司議員。

○9番（更科浩司君） 9番。ただいま上程されました意見案第3号について御説明いたします。

本道の森林は全国の森林面積のおよそ4分の1を占め、森林資源の循環利用を進める必要がある。

2050年までに温室効果ガスの排出量を実質ゼロとする国の目標の達成に向け、森林吸収源対策を積極的に推進する責務を担うことが必要である。

道では、森林の公益的機能の維持増進と森林資源の循環利用の実現に向け、様々な取組を進めてきたところである。

本道の森林を将来の世代に引き継ぎ、ゼロカーボン北海道の実現に資する森林・林業・木材産業施策の充実・強化を図ることが必要である。

よって、国においては、次の措置を講ずるよう強く要望する。

記。

1、二酸化炭素の吸収など森林の多面的機能を持続的に発揮させるため、適切な間伐と伐採後の着実な植林の推進に必要な森林整備事業の予算や、防災・減災対策の推進に必要な治山事業予算を十分に確保すること。

2、森林資源の循環利用を推進するため、成長が早く形質の優れたクリーンラーチなどの優良種苗の安定供給、ICT等の活用によるスマート林業の推進、木材生産・流通体制の強化、建築物の木造・木質化や、木質バイオマスイエネジーの利用促進などによる道産木材の需要拡大、森林づくりを担う人材の育成・確保などに必要な支援を充実・強化すること。

3、森林吸収源対策のさらなる推進に向け、森林の多い市町村において必要な森林整備がより一層進むよう、森林環境譲与税の譲与基準を見直すこと。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

御賛同、御協賛いただきますよう、よろしく願いいたします。

以上です。

○議長（坂田秀昭君） 質疑を受けます。

（「なし」と呼ぶものあり）

○議長（坂田秀昭君） 質疑を終結いたします。

討論を行います。

（「なし」と呼ぶものあり）

○議長（坂田秀昭君） 討論を終結いたします。

意見案第3号、採決いたします。

原案のとおり決するに御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶものあり）

○議長（坂田秀昭君） 御異議ないものと認めます。

よって、意見案第3号、原案のとおり可決されました。

◎一般質問

○議長（坂田秀昭君） 日程第5、一般質問を行います。

質問の通告がありますので、順次発言を許します。

なお、質問、答弁ともに簡潔明瞭に努められるよう、お願い申し上げます。

初めに、7番、工藤孝一議員。7番。

○7番（工藤孝一君）7番。それでは、さきに通告してあります1点、質問項目について質問いたします。

国民健康保険料の子供均等割についてであります。国民健康保険は、協会けんぽ、組合健保、共済組合などの被用者保険に入らない全ての人の制度であります。国保料は、所得に保険料率を掛ける所得割、世帯員に掛ける均等割、各世帯に掛ける平等割を合算して出します。

子供が生まれたら3万数千円を保険料に上乘せするのは、国保だけです。安心して子育てできる環境づくりのため、18歳まで無料にする減免条例が必要だと考えますが、町長の御所見を伺います。

○議長（坂田秀昭君）答弁を求めます。

久保町長。

○町長（久保弘志君）御質問にお答えいたします。

国保料は、議員のおっしゃるとおり、応能の割合とする所得割、応益の割合とする均等割、平等割で構成をされておまして、世帯員が増えますと、均等割が加算される仕組みとなっております。令和5年度の国保料では、均等割額は1人3万6,600円で、均等割が賦課されている18歳以下の加入者は概数で215名となっております。

議員御質問の18歳以下の減免措置であります。独自に実施している自治体があるのは承知をしており、道内では旭川市が唯一減免しているようでございます。

国保料につきましては、将来の全道一律化に向け、本年度をもって資産割を完全に廃止いたしまして、一部保険料の負担増をお願いしているところであります。減免を拡大しますと、それに伴う財源不足が生じることとなり、現在の制度上では、一般会計より財源を補填することは赤字補填とみなされ、容易にはございませんので、被保険者の皆様には、さらなる保険料の負担をお願いしなければならない問題が生じてまいります。

昨年度より未就学児に対する均等割の5割を減免する制度が適用されたところであり、北海道を保険者とするこの国保制度において、全道どこに住んでも同じ保険料負担となる制度として拡充されるよう要望するなど、対応を図ってまいりたいと考えておりますので、御理解を頂きたいと思っております。

以上でございます。

○議長（坂田秀昭君）7番、工藤孝一議員。

○7番（工藤孝一君）7番。ただいま町長のほうから、子供均等割に対する減免を行えば、赤字補填と捉えるという御答弁もありました。3万6,600円の子供1人に対する保険料の年間負担金額が本町の場合、令和5年度の単価だという御説明がありましたが、均等割を仮に減免することで、国からのペナルティーというものが実際にあるのかどうかということは、ちょっと1つお聞きしたいのと、2点目に、現在、令和5年度ですか、滞納されている世帯から正規の保険証を取り上げて、1か月とか3か月などに期限を区切った短期の保険証、併せて資格証明書、窓口で一旦全額を払う、そういった2つの、国保には、そういう滞納している世帯に対する短期証と資格証明書の制度がありますが、現在、小清水町では、この短期証や資格証明書の対象となっている世帯が何件いらっしゃるか、最初に言ったペナルティーの問題と併せてお伺いをまずしたいと思っております。よろしくお聞きいたします。

○議長（坂田秀昭君）答弁を求めます。

久保町長。

○町長（久保弘志君）お答えしたいと思います。

均等割をなくした場合のペナルティー、それについてはございませんので、やったにしても、国からのペナルティーはありませんが、ただ、皆さんに保険料負担が大きくなるということでございます。このことについては、本町、いろいろ子育て支援策を講じさせていただいていますが、全体として捉えていただいて、そこについては、北海道が保険者となって、全道一律の保険料を目指しているさなかでは、この減免をする状況にはないということで、御理解を頂きたいと思っております。

加えまして、短期証等の発行でございますが、今現在分かっている範囲でございますが、短期証については9世帯、資格書についてはゼロ世帯でございます。

以上でございます。

○議長（坂田秀昭君） 7番、工藤孝一議員。

○7番（工藤孝一君） 7番。均等割を仮に減免した場合のペナルティーは特にはないということで、かつ全道一本化に向けて進めたいという今御答弁だと思います。

あわせて、病院の窓口で通常の保険証ではない短期保険証、1か月、あるいは3か月の期限付、これは9世帯ということで、主に30代、40代の中堅の現役世帯の方というふうに担当の方からは私は聞いておりますが、このように30代、40代の世帯を中心とした、今の経済情勢を反映した状況もあるのかなというふうに感じます。

あわせて、北海道内で私が試算した国民健康保険料とほかの保険料との比較をした場合、30代、40代の夫婦で、年収400万円の給与収入で、子供、小学生が2人の場合、国民健康保険料だと、年間40万9000円の負担になります。

対比して、協会けんぽの保険料の折半した本人の負担分の金額で言いますと、20万7,800円という本人負担分ではありますが、そういうこれは札幌市の事例です。できれば、本町のそういう30代の御夫婦、小学生2人の場合の年間収入、給与収入が一定額で比較した場合の、そういうことを比較した試算も今は無理だと思いますが、後ほどお示しいただきたいと思います。

そういったことで、そもそも加入するこういう医療保険が違うだけで、世帯が2倍近い負担金額が違うというのは、基本的にこの制度の格差の不公平だというふうにも感じます。

そういう中で、本町も法定減免ということで、所得に応じた法定軽減、子供の就学前の軽減等が法定としてありますが、国民健康保険法77条は、被保険者に被災、病気、事業の休止など特別な事情がある場合に、市町村が条例を定めて、町村長が国保料を減免できることを規定しています。何を特別な事情とみなすかは、政省令で定めはありません。町村の首長の裁量に委ねられているのが現実です。

条例減免を行うための自治体の公費の投入は、今、国の政府の区分では、決算補填目的以外の法定繰入れと扱われます。すなわち、国保運営方針でいう赤字解消するべきとは見なされません。保険者努力支援制度の減点の理由にはならないことになっております。

こういう点からも、冒頭に町長からも言われましたが、道内でも旭川市等については、財源を充てて、子供の均等割の減免を実施している市町があります。再度御答弁いただきたいと思います。よろしくお願ひします。

○議長（坂田秀昭君） 答弁を求めます。

久保町長。

○町長（久保弘志君） いろいろと国保の制度の問題等々、御意見があったところでございますが、私も以前から申し上げておりますが、国保は制度の問題があるというふうに思っております。これについては、常々町村会等々で要請活動をしているわけでありまして、低所得者については減免措置がある、高い所得の方には限度額がある、どこにしわ寄せが行くかということ、中間に行くのが当たり前のことです。そういう制度なのです。

ですから、そこは今いろいろ解消すべく、全道一律化ということになっているんですが、北海道が一律化になったにしても、恐らく将来的にはかなり厳しい運営なされるであろうというふうに思っております。本町におきましても、医療費も下がっていますが、確かに被保険者数も下がっています。そんな中で、保険料負担というのはどんどんどんどん増えていく現状にならざるを得ないんだと思っています。

ですので、ここをどこまで皆さんが負担できるかということでございますが、当然前年度の繰越金等々を使いながら、保険料軽減措置は毎年実施をさせていただいていますが、そこにも限界が来ている状況なのかなというふうに思っております。極力本町としてはいろんな形で、対前年比を極力上がらないように、保険料負担がないようには運営をしておりますが、それがどこまでできるかというのは、ちょっと将来的には不安な部分があるというふうに思っております。

冒頭申し上げましたが、これについては制度の問題だという認識をしておりますので、本町だけの問題ではなく、これは国の問題として、やはりそこについては要請活動をしっかりしていきたいなというふうに考えてございます。

減免については、町長の裁量部分あるのかもしれませんが、これは簡単に減免措置を講ずるというふう

に私は考えておりませんので、そこには減免する代わりにはかなりの理論武装をしながらしないと、やはり公平性が保たれないというふうに考えてございますので、この中で均等割を減免していくというのは、現状では考えていないということで御理解を頂きたいと思います。

○議長（坂田秀昭君）よろしいですか。これにて、工藤孝一議員の質問は終了いたします。

続いて、3番、高谷貴子議員。

○3番（高谷貴子君）3番、高谷です。初めての一般質問をさせていただきます。

自転車ヘルメットの購入助成について伺います。

本年4月より自転車のヘルメット着用が努力義務となり半年余りが経過しましたが、町内では着用する姿をあまり見かけません。どのくらい着用が進んでいるのでしょうか。町としても、ヘルメット着用促進対策と町民の乗車時の安全確保に向けてヘルメット購入費助成制度を創設すべきと考えますが、所見を伺います。

○議長（坂田秀昭君）答弁を求めます。

久保町長。

○町長（久保弘志君）御質問にお答えをいたします。

道路交通法の改正によりまして、本年4月1日より自転車のヘルメット着用が努力義務とされたところでありまして、町民の皆様には自治回覧「駐在所だより」で周知をするほか、小学校では交通安全教室でヘルメット着用の大切さなど指導を行ってございます。

町民全体でどの程度着用が進んでいるのかは、調査はしておりませんが、児童生徒に限りましては、小学校、中学校では、自転車通学にはヘルメットの着用を義務とし、日常においても着用するよう指導しており、現在、小学校では自転車通学の実績はありませんが、中学校では自転車通学登録者40名全員がヘルメットを所持し、実際に自転車通学する生徒は全員着用していると伺ってございます。

自転車乗車時のヘルメット着用は、自らの命を守るために必要なことといたしまして努力義務化されたものと認識をしておりますので、まずは警察や関係機関と連携をし、自転車の交通ルールと併せて、事故の危険性やヘルメットを着用することが自身の命を守ることを伝えるため、広報や行事等で周知するなど日常生活における着用率の向上を図り、助成制度につきましては、多くの要望があるようであれば、関係機関の協力を仰ぎながら、必要に応じて検討してまいりたいと考えてございます。

以上でございます。

○議長（坂田秀昭君）3番、高谷貴子議員。

○3番（高谷貴子君）平成27年6月の道路交通法改正では、13歳未満の子供にヘルメットを着用させる努力義務が既に保護者らを対象に施行されました。町民たちの要望があると先ほどおっしゃいましたが、もしもその要望がなかったらどうなるのでしょうか伺います。

○議長（坂田秀昭君）答弁を求めます。

久保町長。

○町長（久保弘志君）現時点では、私としては、小中学生、やはりかぶっていただくというのが原則だというふうに思っていて、近隣市町でもヘルメットに対する支援を実施している町は現実的にございますが、今、小中学生は全てヘルメットを着用されているという現状からすると、現状としては支援については考えていないということで御理解を頂きたいと思います。

ただし、私も日常、比較的高齢の方がかぶっていないのを見かける部分がありますので、そこについては指導徹底をしていくと、転んだ場合については危険性がありますので、そんな中で、買うヘルメットは1個、値段的にはいろいろあると思います。数千円というふうにはお聞きをしておりますが、その支援が必要なのかどうなのかというのは、様々な意見を聞いた中で検討していきたいというふうに考えてございます。

以上でございます。

○議長（坂田秀昭君）3番、高谷貴子議員。

○3番（高谷貴子君）自転車事故で負傷した9割は着用なしという統計が出ており、負傷した場所の6割が頭部というのを統計で出ております。それでもそういった感じなのではないでしょうか。

○議長（坂田秀昭君）答弁を求めます。

久保町長。

○町長（久保弘志君）どこまで行政ができるかということだと思います。そこは優先順位の問題だと思いますが、議員おっしゃるとおり、本当に転んだ場合、命に関わる問題だということは十分認識しておりますが、何でもかんでも行政が支援できるかといったら、そうではございませんので、そこについては、また注意喚起を促しながら、皆さんが着用いただくということがまず先かなというふうに思っております。

そんな中で、支援が必要だということになってくれば、そこについてはせざるを得ないのかなと思いますが、現状についてはそういう状況ではないというふうには考えておりますので、御理解を頂きたいと思っております。

○議長（坂田秀昭君）3番、高谷貴子議員。

○3番（高谷貴子君）理解いたしました。

次の質問に行ってもよろしいでしょうか。公園の遊具の整備についての御質問いたします。

町内に設置されている各種公園には、老朽化した遊具が撤去され、緑地となっている場所が多く見られます。子供たちが屋外で喜んで遊べるように、今後こうした公園に遊具を整備するという考えがあるのか、所見を伺います。

○議長（坂田秀昭君）答弁を求めます。

久保町長。

○町長（久保弘志君）お答えいたします。

町内には、児童遊園地や団地内公園など、遊具を設置している公園等は、小清水地区に6か所、浜小清水地区に1か所、止別地区に1か所、旭野地区に1か所ございます。この数には、小学校、保育所は含まれてございません。

公園の遊具につきましては、安心・安全に利用をしていただくために、毎年専門業者による定期点検を行いまして、必要な修繕を行いながら、老朽化等で危険と判断をした遊具については撤去し、新設も行ってきてございます。

児童公園は、子供たちの成長と発達をサポートするだけではなく、コミュニティ全体にとっても重要な役割を果たす施設と認識をしておりますが、人口減少に伴う児童数の減少や子供たちの遊びの変化により、利用者数は減っているのが現状でございます。

今後におきましては、遊具の状態に応じた修繕を行いながら維持管理に努め、公園の集約も含めた検討を行い、周辺の居住者や利用者の状況に応じた利用環境に整えていく考えでございますので、御理解を頂きたいと思っております。

○議長（坂田秀昭君）高谷貴子議員。

○3番（高谷貴子君）それでは、このまま放置せず、担当部署の方が見ていただけるというふうに理解してよろしいですか。

○議長（坂田秀昭君）答弁を求めます。

久保町長。

○町長（久保弘志君）現状としては、議員の御意見のとおり、お母さんたちから遊具が少ないんじゃないか、遊ぶところが少ないんじゃないかというのを私も結構以前からお聞きをしているところでございます。

そういうところから、防災拠点型複合庁舎には、子供たちが遊べる小さいクライミングウォールを造ったり、今これから来年に向けて駐車場整備等々を西側にさせていただきますが、そこは防災公園というような形で、子供が遊ぶ仕組みも若干取り入れたいというふうに思っております。加えまして、今、道の駅改修中でございますが、子供たちが遊ぶ遊具も若干は整備をする予定でございます。

そんな中で、先ほど利用状況を見ながら集約化等も検討したいということをお話しさせていただきましたが、一般的にお母さんたちから言われるのがトリム公園のことかなというふうな認識をしております。

加えまして、コミュニティプラザ、図書館の横の公園、そこをどうあるべきかというのは、ほかの公園も含めてであります。都度都度地域の皆さんの御意見等を聞きながら整備をしてきてございます。先ほど、利用者が減っているからというお話もさせていただきましたが、逆に遊具がないから減っているん

だという御意見もあろうかと思えます。

それは事実かなと思えますので、その辺、小清水町全体の公園の在り方をちょっと検討させていただきながら、私としても、子供たちは元気に外で遊んでいる姿がいいというふうに思っておりますので、そういう形の町でありたいと思っておりますので、ちょっといろいろその辺全体を、この辺の整備を終えた中で、ちょっと一旦見させていただいて、どうあるべきかというのを考えていきたいというふうに考えてございます。

以上でございます。

○議長（坂田秀昭君）3番、高谷貴子議員。

○3番（高谷貴子君）遊具は、子供たちに楽しい遊びを提供する大きな道具です。子供たちが一緒に遊ぶことで、コミュニケーション能力を育てる。ある程度の危険が伴うこともありますが、体を動かすことで子供たちの運動機能というのも向上し、心身が健全に育成されることを目的としていると思っておりますので、そういうことも全部含めて、これから検討していただきたいと思います。

これで終わります。

○議長（坂田秀昭君）要望ということでよろしいですか。

○3番（高谷貴子君）はい。

○議長（坂田秀昭君）はい。これにて、高谷貴子議員の質問は終了いたします。

続いて、9番、更科浩司議員。9番。

○9番（更科浩司君）9番。私は、2つ質問したいと思います。

1つ目は、農業後継者対策について、まず農業後継者対策について、農業委員会での具体的な取組についてお伺いいたします。よろしくお願いいたします。

○議長（坂田秀昭君）答弁を求めます。

農業委員長、佐藤昌嗣君。

○農業委員長（佐藤昌嗣君）御質問にお答えいたします。

農業委員会では、農業後継者対策問題を解決するため、JAこしみずと町より支援を頂き、農業後継者対策協議会にて対策を取り進めてございます。

主な取組といたしましては、農作業の落ち着く冬期間になりますが、道内在住の農業に興味をお持ちの女性と本町農業後継者との交流事業を年2回程度ほど実施してございます。昨年度の取組では、年2回延べ8名の農業青年が道内女性との交流事業に参加しております。

また、結婚相談員を1人配置しており、町内の農業青年や本町の農業に興味をお持ちの女性からの御相談に応じております。

近年では、当事業により御成婚まで進まれた例はございませんが、今後も出会いの機会の充実に努め、後継者対策を進めていきたいと考えてございますので、御理解いただきたいと思います。

以上です。

○議長（坂田秀昭君）9番、更科浩司議員。

○9番（更科浩司君）農業委員会の関係で年2回、また結婚相談員1名、これで足りているとお思いなのか、それともどうしたいと思っているのか、お伺いできますか。

○議長（坂田秀昭君）答弁を求めます。

農業委員長、佐藤昌嗣君。

○農業委員長（佐藤昌嗣君）私の考えですけれども、この数年、コロナ禍の中で、なかなかこういう事業ができないのは事実でした。まして、我々も年1回総会を開くんですけど、今、相談員の方への報告を受けて努めているんですけども、結果的にお付き合いをされる方もいますけども、なかなかそれまでに進まないということもあります。

ただ、現状ではやはりもっとやってあげたい気持ちはありますけれども、その本人が僕は一番重要だと思います。青年というか、結婚を意識する気持ちは大事ではないかと思えます。

以上です。

○議長（坂田秀昭君）9番、更科浩司議員。

○9番（更科浩司君）ありがとうございました。なかなかプライベートで大変な問題だと思います。農業委員の方には頑張っていたきたいと常に思っています。

また、小清水町におきまして、以前、農業後継者学園というのがありました。農業の勉強はもちろん、他の町の交流や農業後継者が親元に戻ってきて、その青年をサポートする組織が小清水にはありましたが、こういうので交流を持っていたと思いますが、小清水町としてはどう考えていますか、お願いします。

○議長（坂田秀昭君）答弁を求めます。

久保町長。

○町長（久保弘志君）確かに以前、教育委員会所管だったと思いますが、農業後継者学園というのがありました。いろんな青年活動が活発だったというふうに認識をしております。そんな中で、人の出会い、つながりがあってということで、いい循環もあったんだろうと思いますが、それがなかなか、やはり活動が、今ある青年会もそうでありますが、大分その活動を盛り上げようというようなことで、教育委員会でも様々取り組んでいただきますが、現状としては、農業の關係に特化したものについてはなくなってしまっているということだとは思っております。

そんな中で、まさにこれからだとは思いますが、やはり、小清水町の青年たち、農業者にかかわらず、全ての青年たちがやはり元気じゃないと、この町は元気じゃないというふうに認識をしておりますので、そんな中で様々な青年活動を盛り上げるべく、今、教育委員会の方でもいろいろと取り組んでいただいておりますので、そこがいろんなつながりが出てくれば、こういうこの後継者対策についても役立つものだというふうな認識をしておりますので、町といたしましても、そういう活動については農業委員会の後継者対策協議会も含めてになります。しっかりと支援をしていきたいなというふうに考えてございます。

○議長（坂田秀昭君）9番、更科浩司議員。

○9番（更科浩司君）小清水町の農業は、他のまちから決して負けていないと思います。また、頑張っていると思いますし、成績も出ていると思いますが、どうしても農家を続けるのに花嫁対策というのも必要だと思います。花嫁対策をして、初めて人口増につながっていくような気がしますが、町の取組、もう少し聞かせていただきたいんですが、よろしくをお願いします。

○議長（坂田秀昭君）答弁を求めます。

久保町長。

○町長（久保弘志君）先ほど農業委員会の会長からもありましたが、年2回のということがありましたが、ほかの商工業者を中心には、ふれ愛Partyみたいなのを1回やらさせていただいております。

私も、実はその担当をしている職員さんに会ったんですが、なかなか参加される方がいないというのが現状です。それは意識の問題だと思っております。そこは御家庭の中でお話もあるんだと思いますが、やはり、青年たちが外に出るきっかけをつくらないと、なかなかそういう状況にはならないんだろうと思っております。

私、農業者さんの親御さんにもお話をすることがありますが、なかなか家から出なくなってきているという後継者の方もおられるというふうに聞いております。そこは、やはり何か楽しみを見つけて外に出ていくというのが、職種にかかわらず、そうあるべきだというふうに思っております。

先ほど遊具のお話もさせていただきましたが、なかなか外に出ない状況というのが今多くなってきているというふうに私も感じております。確かに小清水町はいろいろな遊ぶところがないという中で、外に出なくなってきているのかもしれないんですが、そういうことではなくて、先ほど申し上げたとおり、青年活動が元気になってくればそういう機会も増えてくるはずでありますので、そこについては、やはり、本町、実は若い世代の女性も含めて、比較的まだ人口が少ない割には多い町だというふうに言われていますので、そういういろいろなイベントであるとか活動だとかを通じて、その方たちが元気に外で活躍できるような仕組みを、町としてもしっかりと教育委員会とともに支援をしていきたいというふうに考えてございますので、具体はこれからいろいろ検討をしていきたいと思っておりますが、そういう形で小清水町の、その世代が元気じゃないと、この町は元気がならないというふうに思っておりますので、そういう活動には力を入れていきたいなというふうに思っております。

○議長（坂田秀昭君）9番、更科浩司議員。

○9番（更科浩司君）青年会があって、青年会が活動をしているのを自分も息子が携わって、理解しています。

ただ、農業だけの後継者学園というのがあったときと、今では、農業者の青年が出る機会がちょっと少ないような気がするので、農業後継者学園という何か学園の復活は考えられるのでしょうか、よろしくお願ひします。

○議長（坂田秀昭君）答弁を求めます。

久保町長。

○町長（久保弘志君）今、JAさんのほうでは、駿農人養成セミナーというのがあると思います。そんな中で、もともとは教育委員会さんのほうで、農業後継者学園という組織があって、あと、農業は一からだとか、いろんな発想があったと思いますが、その辺、農協さんのお考えも聞きながら、やはり、そこは組み立てていくべきかなというふうには思っております。

そこは、JAさんのお力を借りながら、町、教育委員会、JA、三者が、商工会も含めてになると思いますが、やはり、青年、いろんな青年がおりますのでどちらかというとならと農業ということなのかもしれませんが、私としては全体を見ておりますので、そんな中で、農業の立ち位置であるとか、農協さんとお話をしながら進めていきたいなというふうには思っております。

○議長（坂田秀昭君）暫時休憩いたします。

休憩 午前10時19分

再開 午前10時20分

○議長（坂田秀昭君）休憩前に引き続き本会議を再開いたします。

9番、更科浩司議員。

○9番（更科浩司君）続きまして、次の質問です。太陽光パネルについてお伺ひします。

太陽光発電の補助金制度を利用して売電が終了した太陽光パネル活用をし、蓄電設備に変えるのに町の補助金などを設立するお考えはないのかお伺ひします。

○議長（坂田秀昭君）答弁を求めます。

久保町長。

○町長（久保弘志君）御質問にお答えいたします。

過去に町で実施をいたしました住宅用太陽光発電システム導入補助などを活用し太陽光パネルを設置されてこられた方々が、FIT期間の満了を迎えている中で、今後の利活用方法として、自家消費のために蓄電設備を導入するなどして既存の太陽光パネルを有効活用していくことは、本町がカーボンニュートラルを達成していく上で重要な検討課題であると認識をしております。

町では、新規の住宅取得者に対し、太陽光発電システムと蓄電池システムの導入補助制度を設けておりますが、既存の太陽光パネル設置者を対象とした蓄電池システムの導入補助制度はなく、国や北海道でも蓄電池システム単体の導入補助はない状況でございます。

町では、本年2月に、こしみずゼロカーボンシティ戦略を策定いたしまして、2050年にカーボンニュートラルを実現することを目標に掲げ、3月定例町議会の町政執行方針の中でゼロカーボンシティを目指すことを表明させていただきました。

今年度、戦略に示しました2050年までのロードマップを着実に進めていくための計画として、地球温暖化対策実行計画を策定することとしており、その中で町民・事業者・町のそれぞれの温室効果ガス削減目標や取組内容を検討していくこととしておりますので、その中で蓄電池システムの導入についても検討をさせていただきたいと考えてございます。

なお、計画の策定に当たりましては、町民、事業者、町議会議員の皆様にも御参加を頂くゼロカーボンシティ推進協議会で御協議をしていただくこととしておりますので、御協力方よろしくお願ひを申し上げます。

以上でございます。

○議長（坂田秀昭君）9番、更科浩司議員。

○9番（更科浩司君）今のシステムが進んでいくことを望みます。

もし、それがかなわなかった場合、あのパネルは廃棄物になってしまう。そうすると、SDGsを訴えている小清水町がやっぱり率先してその制度をまずいち早く、何とか財源を生みながら、売電、終わったところから蓄電のほうに進める制度、できる見通しは高いでしょうか、お伺いします。

○議長（坂田秀昭君）答弁を求めます。

久保町長。

○町長（久保弘志君）高いか低いかっていうのは、今ちょっと申し上げられませんが、その協議会の中でもですね、私の一存ではなくて、十分検討をしていくべきだというふうに考えてございます。

ただし、一部の意見としては、そこのパネルを導入したときにも一回町費は入っているので、再度町費かという御議論は確かにあるだろうというふうな認識をしています。

ただ、やはり2050年カーボンニュートラルを達成させるためには、やっぱり、町民の皆さん、事業者の皆さんの御協力を頂かなきゃなりませんので、そんな見直しの選択肢の一つとして蓄電システムというのが出てくるのであれば、当然制度化はしていきますし、そうではなくて、違うものということになれば、残念ながらそうならないかもしれないです。

ただ、可能性としてはあるというふうに思っておりますので、その協議会を踏まえて、真剣な議論をしていきたいと考えております。

○議長（坂田秀昭君）これにて、更科浩司議員の質問は終了いたします。

続いて、5番、瓜田新一議員。

○5番（瓜田新一君）5番。私は、1点について質問をいたします。

職員の海外、台湾研修についてであります。

職員の海外研修が計画されているようですが、この海外研修の立案から決定までの過程、併せて職員研修全般に対する町長の考えをお伺います。

○議長（坂田秀昭君）答弁を求めます。

久保町長。

○町長（久保弘志君）お答えいたします。

まず、職員研修につきましては、職員研修規程というものがございまして、その規程に基づき、これまで国が主催するものをはじめ、北海道が主催、町村会が主催、国等の委託を受けた民間が主催する研修や本町が主催する研修に、行政施策をつかさどる職員の実務能力の向上、潜在能力の発揮、公務員倫理の認識など、勤務能率の発揮及び増進を目的に、住民ニーズに対応できる理想的な職員像に一步でも近づくため参加をさせております。

この研修の一環といたしまして、本年の3月定例会で更科議員の総括質疑にもお答えをいたしましたとおり、平成24年7月に北大公共政策大学院と町と議会の三者による包括連携協定を締結し、近年多様化するまちづくりニーズへの的確な対応や地域主権の実現を図るため、自ら考え、自ら解決する職員の意識改革・資質・政策立案能力の向上を目的として、平成30年度から職員が自主的にグループワークによって課題を設定の上、政策を立案し、提言をプレゼンテーションする人材育成研修に同大学院の協力を頂き取り組んでおります。

御質問の海外研修については、これまでも北海道市町村振興協会等が主催する研修に参加をしておりますが、今年度はグローバル化時代にふさわしい行政を担う人材育成を目的に、同大学院のHOPSエグゼクティブプログラムの実施に併せ、グローバル社会と地域の相互作用を職員自ら認識し、様々な問題の切り口を実地に学び、解決を図る政策形成や実地能力の向上を図り、政策提言に結びつける研修としたところでございます。

参加職員の決定方法ですが、7月末を期限に公募を行い、選考の結果、公募のあった4名としたところであります。

職員の研修につきましては、目まぐるしく変化、多様化する住民ニーズにできるだけ的確に対応していくため、職員一人一人が広い視野を持ち、スキルアップを図る上で重要なものと認識をしておりますこと

からも、今後も様々な機会に多くの職員が自ら参加できるようにしてまいりたいと考えてございます。

以上でございます。

○議長（坂田秀昭君） 5番、瓜田新一議員。

○5番（瓜田新一君） 5番。具体的な質問に入る前に、私自身の立ち位置というか、議員としての考えを明らかにして質問をしたいと思います。

行政の執行機関の代表である町長とは、対立を基本に、慣れ合い、もたれ合いになく、批判と監視をし、相互に牽制しあいながら緊張感を持って行政に当たる。これは、私唯一の愛読書でありますこの議員必携の中に書かれていることでありまして、この中には地域社会の片隅にいる弱者の声、小さな声、声なき声、ため息、全ての声を把握して物事を考えることが大事であることも記されております。

なぜ海外で研修なのか、なぜこの時期なのか、町民の中には首をかしげ、ため息する方もおられました。私もその一人であります。職員を海外へ派遣するに当たっては何かしらの説明があると思っておりませんが、一切の説明もなく、非常に残念であります。

今回の研修計画の町長の承認は6月21日となっておりますが、議会事務局を通し5月4日に何点か私は質問をさせていただきましたが、その時点で旅行費用は未定、手配中のためとありました。一般的に事業を決定、または承認をするに当たって、費用が未定ということはありますか。

また、この職員研修に特別職が加わる理由はなぜか。併せて、他の参加者は公募により決定とありますが、事前に参加が決まっていたということはありませんか。

以上、3点についてお伺いします。

○議長（坂田秀昭君） 答弁を求めます。

久保町長。

○町長（久保弘志君） 私に関しては、議会議員の皆様とどういう関係で臨むかではありますが、決して対立とは考えてございません。この町をよくするために一緒に考えていくということでございますので、そこは御理解いただきたいと思っております。

まず、何点かあったと思いますが、旅行費用が未定、冒頭申し上げましたとおり、これは北大公共政策大学院、HOPSとの関連事業でございまして、もともと職員研修旅費につきましては、北大との連携で90万円ほど当初から予算を組んでおります。

この中で執行をするということでございますので、9月4日の質問の中では、そのときにはまだ細かい積算は出てきていない、北大のほうで積算中ということでございますので、そこは、その既定の予算の中で執行するという御理解を頂きたいと思っております。

あと、特別職がということでございますが、それは、実際には現実的には副町長ということでございすけれども、そこは、台湾は海外ということでもございます。やはり北大との連携もあります。そんな中では、職員研修については副町長を中心に進めてくれというのが私の考えでございますので、今回、副町長も一緒に行っていただくということでお願いをしたところでございます。

また、公募で既に決まっていたのではないかとというのは、何かそういういろんないろんなうわさが出ているというふうに聞いておりますが、どこかの職員が言っているのかどうか分かりませんが、公募によって出てきたものというふうに私は認識をしておりますので、当初から決まっていたというのは勘違いではないかなというふうに思っております。

以上でございます。

○議長（坂田秀昭君） 5番、瓜田新一議員。

○5番（瓜田新一君） 5番。職員の研修が公募によって実施されるということも若干違和感がありますよね。やりたい人は出てきてくださいちゅうようなあれで、ちょっと何か違和感が感じます。

管理職以外に、課長だとかその辺もいると思っておりますけれども、管理職以外に2名の応募と聞いておりますが、違ったらちょっと訂正してほしいと思っておりますが、大多数の職員はこれに応募しなかったちゅうことですよね。その辺は、町長はどういうふう考えてるか、全くこの計画を無視されているのか、忙しくてそんなところじゃないのか、どういうふう考えているのか。

また、この海外旅行の手配が、質問してもらったあれでは北大准教授の個人手配ということになってい

ますけども、職員を海外に派遣するに当たって、事件・事故だとかいろんなトラブルが想定されますけれども、その点は大丈夫でしょうか。2点ちょっとお伺いします。

○議長（坂田秀昭君）答弁を求めます。

久保町長。

○町長（久保弘志君）まず、公募で4名しか出てこなかった、それでいいのかどうかということでございますが、職員研修は別に海外研修だけやっているわけではございませんので、それで、職階によってもありますし、それでたまたま海外には手を挙げなかったということの理解かなというふうに私はしてございます。行きたい人もいられるでしょうし、行きたくない人も、それはいるんだと思います。

そんな中で、この4名については海外に行っているいろいろ学びたいという思いから応募をしたんだらうというふうには思っております。

あと、旅費の積算云々の関係であります。そこは、先ほど准教授個人というお話があります。それは当然、北大というふうに私は認識をしておりますので、当然その北大公共政策大学院が責任を持ってやられているというふうに認識をしております。

以上でございます。

○議長（坂田秀昭君）5番、瓜田新一議員。

○5番（瓜田新一君）5番。新型コロナウイルスの感染症がまた新たな段階で増加している。身近なところでもどんどん発症者が出ている。そんな中で本格的な収穫期を迎えている農業関係者の皆さん、感染症に本当に注意しながらこの繁忙期を何とか乗り切ろうとしております。

また、依然、物価高によって、多くの町民の方が苦しんでおられます。

そして、何よりも公募を締め切って決定になった日付と、今回問題が起きている——読売新聞では7日の報道、北海道新聞では8日の報道で報じられておりますが——この問題解決が最優先と私は思っております。その陣頭指揮を取るのが特別職であり、先頭に立って動くのが12人の管理職の皆さんだと私は思っております。

職員の研修を行う場所、時期、町民感情に想像力を働かせてほしいと思います。この問題との絡み、町長はどういうふうに考えますか。

○議長（坂田秀昭君）答弁を求めます。

久保町長。

○町長（久保弘志君）お答えいたします。

今回の職員の不祥事については、関係する皆様、町民の皆様、議会議員の皆様には大変な御迷惑をおかけしたということで、本当に心からおわびを申し上げたいと思います。

まずは、前回の議員協議会等々で申し上げましたが、その信頼、町民からの町に対する信頼というのを一気に失ったというふうに認識をしておりますので、そこは重く受け止めて、信頼回復に努めるというふうにお話をさせていただいております。

そんな中で、同時期に海外研修が動いているということの御批判だとは思いますが、私も実は、そういう事態が起きてから、ここについては恐らく住民感情的にはなかなか難しい問題であるというふうには考えてございました。そんな中で、中止なり延期なりできないんだらうかということを実は考えました。

そんな中で、やはり、本町と北大公共政策大学院との関係、北大公共政策大学院と台湾政府との問題等々からいくと、今なかなかそれを実施しないということには信頼関係上ならないという判断をさせていただきました。

ですので、その不祥事の対応については、速やかにやるということで今、準備をしておりますけれども、それとは別に、一方で職員研修は進めさせていただくということで、住民感情からして、何を言っただと御批判もあろうかと思っておりますけれども、そこは受けざるを得ないというふうに考えてございます。

私の判断としては、中止なり、延期ということには至らなかったということで御理解いただきたいと思っております。

○議長（坂田秀昭君）5番、瓜田新一議員。

○5番（瓜田新一君）5番。職員研修、私も大事なことだと思います。各個人のスキルアップ、これは十

分やっつていかなきゃならんことだと思えます。

それに当たって、まず第一にやってほしいというんですか、社会人教育、社会人のマナーとして、まずとっはじめにやってほしいですね、これは。

そしてまた、地元でなぜできないのか、これをです。基幹産業としている農業での研修、これは大事だと思います。それをやってくると、どんな皆さんが苦勞しているのかもはっきり分かってくるだろうし、どんな政策が効果的だとかはすぐ提案できると思えます。

また、人手不足で悩んでいる福祉関係、病院、保育所、学校など、実際に仕事をするのが本当に地に足がついた研修、あの北大が言っている資料の中にも、フィールドワークですか、なると考えますが、町長はどうお考えですか。

○議長（坂田秀昭君）答弁を求めます。

久保町長。

○町長（久保弘志君）マナー研修等々については、実はやらさせていただいています。いろんなものをやらさせていただいております。その中の一つとして海外研修があるというふうに認識をしております。

近年やっていないのは、やっぱりコロナウイルス感染症からですね、そういうものが動かなくなっているという部分もありますし、平成16年、17年ぐらいからですね、やはりお金がない、行財政改革の中で、職員研修というのがどんどんなくなっていくという状況かなとは思いますが。

やはり、そこは時代とともにですね、今としては、海外研修が動いてきているんだろうというふうに思っております。そこは必要なことだということで、私は実施に向けて決断をさせていただいているところでございます。

もっと町内に目を向けろ、町内農業者に目を向けろ、当然そうだとは思っておりますが、そういう機会もですね、農業についてはJAさんと意見交換をしながらやらさせていただいておりますし、医療、福祉等々もそうであります。

そんな中で、それはそれで、いろんなことでやらさせていただいております。まだまだ十分でないのかもしれないし、職員が育っていないのかもしれませんが、そこは、やはり職員研修は、議員もおっしゃっていただきましたが、重要だということで、やはり、将来を担う職員をですね、私としては、育てていかなきゃいけないわけでありまして、もっともっと地元を見ろということであれば、私は常々そういう形ではやってきているつもりではありますけれども、まだ不十分ということであれば、一度襟を正して、そこは町民の皆様の御意見をいただきながら町政運営に当たってまいりたいというふうに考えてございます。

以上でございます。

○議長（坂田秀昭君）これにて、瓜田新一議員の質問は終了いたします。

暫時休憩いたします。ここで20分間休憩したいと思います。議員の皆さんと町長は委員会室にお集まり願います。なお、本会議は11時を予定しております。

休憩 午前10時40分

再開 午前11時00分

○議長（坂田秀昭君）休憩前に引き続き本会議を再開いたします。

一般質問の続きを進めていきます。

次に、8番、和田彩議員の質問から開始いたします。

8番、和田彩議員。

○8番（和田彩君）8番。さきに通告させていただいております住民センターへのエアコンの設置の必要性について質問させていただきます。

皆様御存じのように、今年の夏の気温・気候は、記録的な猛暑で身の危険を感じるような暑さでありました。道内でも実際に熱中症で救急搬送された方は前年比3倍以上、不幸にも命を落とされた方が例年よりも多くいました。

気候変動の激しい昨今、来年度以降もどうなっていくか分からない中、近隣の自治体では公民館などに

エアコンを入れた部屋をつくり、クーリングシェルターとして、広報車やメールで利用を呼びかけていました。4日間で100人、避難、利用された自治体もあったと新聞に書いてありました。

本町でも熱中症で救急搬送された方が何名かいるそうですが、町ではどのような対策をされていますか、お伺いします。

○議長（坂田秀昭君）答弁を求めます。

久保町長。

○町長（久保弘志君）お答えいたします。

住民センターへのエアコンの設置につきましては、昨年度に開催をした住民センター管理人会議や町政懇談会でも要望があり、設置に向けた検討をしたところではありますが、全ての住民センターへのエアコンを設置すると大きな整備費用を要することが判明いたしましたことから、利用状況や施設運営の指定管理化と併せて検討をさせていただくこととしたところであります。

この夏は、議員おっしゃるとおり記録的な暑さが続きまして、近隣、美幌町、北見市でも公共施設をクーリングシェルターとして町民に開放した事例もあることから、今後は住民センターにクーリングシェルターとしての機能を持たせるかといった点についても、管理人や地域の方と協議をしていく必要性があるものと認識をしております。

設置の検討に当たりましては、施設の利用状況、類似施設へのエアコンの設置状況、配備している既存エアコンや冷風機の性能性などから、各住民センターへの設置の必要性を検討するとともに、設置室数や機種選定による整備費用の低減を図るなど、いずれも管理人や地域と十分な協議を行いながら検討してまいりたいと考えてございます。

以上でございます。

○議長（坂田秀昭君）8番、和田彩議員。

○8番（和田彩君）8番。検討をいただいているということで、ありがとうございます。この質問の準備で子育て支援センターにお話を聞きに行ったところ、暑かった週は、家にエアコンがないお母さんと子供たちが特に大勢来られて、避難所のようにして利用されていたと聞きました。小さいお子さんを抱えて暑い中過ごすのは本当に大変なことだと想像していたので、避難する場所があつて本当によかったと思いました。

一方、車を使える世代は、支援センターや複合庁舎に避難できますが、移動手段を持たない高齢者は町まで移動することができません。エアコンがない御家庭はまだたくさんあると思います。ぜひ地域の住民センターが、暑さからの避難場所としてエアコンを設置していただきたいです。

地域の住民センターというのが、やはり地域のコミュニティの活性化にすごく役に立っていると思うんですけど、その辺はいかがお考えですか。

○議長（坂田秀昭君）答弁を求めます。

久保町長。

○町長（久保弘志君）お答えさせていただきたいと思います。

もちろん住民センターという名称でございますので、私どもとしても、やはり地域と一緒に議論しながら、それぞれの地域においてセンターを設置させていただいております。そんな中で私どもが期待しているのは、議員おっしゃるとおり地域コミュニティでございます。私も今、町長2期目やらさせていただいていますが、住民コミュニティの再生というのが、この町が生き残る最大の大きな課題であるというふうに思っておりますので、そんな中で、例えば暑い日には皆さん何人か集まってそこで会話をさせていただくであるとか、お茶会をさせていただくであるとか、そういうのは本当に望ましい姿であるというふうに思っております。それが各地域に増えれば良いと思っておりますし、今回このように防災拠点型複合庁舎「ワタシノ」もそういうイメージで造らせていただいておりますので、そういう中ではそのような活用もぜひ期待をしているところでございます。

一気にできるかどうかは別にいたしまして、恐らく数千万円のお金が全部そこにかかってくると思いますが、優先順位等々を含めて、そこについては検討していきたいというふうに考えていますので、あと加えて、たまたま本町、主たる小中学校もそうではありますが、そういう保育施設等々全てエアコンは

完備されておりますので、次の課題としては、そういう住民センター等々なのかなと思います。その辺、類似施設も含めて広く検討していきたいというふうに考えていますので、御理解を頂きたいと思います。

○議長（坂田秀昭君）8番、和田彩議員。

○8番（和田彩君）8番。私はよその地域からこの町に来たので、特に住民センターというとお葬儀の場という印象がありまして、よそから来た私ですが、私が来た11年前は、皆さんで御飯を作ったりして、お漬物のつけ方とか、おつゆの作り方とか教わって、あなたが新しくお嫁さんに来た和田さんかいという感じで輪に入れていただいていたということだったんですね。でも、今はやっぱりコロナもありましたし、お弁当は取っておつゆだけ作るみたいな感じで、だんだんとやっぱりコミュニティの活性化の場が失われているし、コミュニティの維持が難しくなっているなという中で、やはりそれでも集まって、この地域で一生懸命生きてこられた方をお送りするというのはすごくいいことだなと思っていますので、ぜひコミュニティの施設である住民センターにエアコンを入れていただきたいと思います。よろしくお願ひします。

○議長（坂田秀昭君）要望でということですのでよろしいですか。これにて、和田彩議員の質問は終了いたします。

続いて、4番、氣田敏和議員。

○4番（氣田敏和君）4番です。さきに通告してあります1点、空き家対策の状況について、1点質問させていただきます。

平成31年3月に策定されました小清水町空家等対策計画の中での調査報告では、倒壊等著しく、もしくは保安上危険となるおそれのある特定空家等はないとされておりましたが、平成30年の調査時点から5年経過しております。さらに老朽化が進んでおり、見た目には危険と思われる空き家もあるように思いますが、本町には現在も特定空家等に該当する建物は存在しないのでしょうか。

また、空家等対策計画の計画期限は本年度となっておりますが、その後はどのようにされるのか、所見をお伺ひいたします。

○議長（坂田秀昭君）答弁を求めます。

久保町長。

○町長（久保弘志君）お答えいたします。

空家等対策計画策定時の調査により、最も悪いランクであった特定空家の候補となる可能性の高い空き家を中心に、北海道のガイドラインに基づき策定をいたしました小清水町特定空家判断基準により、直近では令和3年に調査を行い、特定空家に相当する空き家はございませんでしたが、周辺への影響も考慮し、必要に応じ状況を確認することとしておりました。前回の判断調査より2年が経過しておりますので、改めて調査等の実施につきまして、国・北海道の指針等に基づき検討していきたいと考えてございます。

また、小清水町空家等対策計画の計画期間は、議員のおっしゃるとおり令和5年度となっておりますが、対策の具体的な施策につきましては、空き家バンク、改修費用の補助、除却補助など順調に対策が進み、空き家の流通も促されるなど一定程度の効果は見られております。

今後につきましては、空家対策協議会の御意見を頂きながら、計画期間の延長と本計画の課題、方針を踏まえ、新たな取組につきましても検討を進めてまいりたいと考えております。

いずれにいたしましても、空き家に関する対策につきましては、個人所有の財産、処分、売却等に関するものが多く、町が積極的に対策を講じられる施策は多くはありません。

今後も引き続き、空き家バンク、解体改修補助制度などについて広く周知することにより、管理不全な空き家を減らすことに努めてまいりたいと考えてございます。

以上でございます。

○議長（坂田秀昭君）4番、氣田敏和議員。

○4番（氣田敏和君）4番。空家対策等計画の中では、計画期間として5年、または必要に応じて、社会情勢の変化や本町における空き家の状況を踏まえ、計画内容の変更を検討いたしますとなっております。令和3年にもう一度状況を確認して、それからまた5年後の今年末、今年度また状況を確認するということがよろしいのでしょうか。

○議長（坂田秀昭君）答弁を求めます。

久保町長。

○町長（久保弘志君）まず、本計画については5年度までの計画でございます。今、これには対策協議会というのがございまして、関係者と協議をしながらでございますが、当然、私の認識としては、空き家等々は減っていないわけでございますので、継続的にやはり計画策定をし、対策を講じなきゃいけないんだろうというふうに思っております。そういう中で議論頂くという考え方でございます。

特定空家については、直近で令和3年にやらさせていただいておりますので、今のところ2年経過。2年でどれだけ変わったかということでございますが、その辺、再度、国等の指針等々と併せながら、その判定をしていきたいということで、先ほど回答させていただきました。

いずれにいたしましても、大変危険な家屋はあるというふうに認識をしておりますので、引き続き必要な対策については講じてまいりたいというふうに考えてございます。

○議長（坂田秀昭君）4番、氣田敏和議員。

○4番（氣田敏和君）6月の一般質問でこの町のにぎわい空間に人が集まってくるようになって大変いいなと思っておりますと言っていますが、このにぎわい空間に来る間に、外壁等落下の危険があるため、年間通して周囲にバリケードが設置されている物件も見られます。せつかくの歩道がバリケードで利用せず、歩行者が車道を歩いているような状況も見受けられます。

また、冬等、除雪がいかないため、全く歩道を歩けない等が見られておりますが、このような状況は、今後いつまで続くのでしょうか。町長の意見を聞きたいと思います。

○議長（坂田秀昭君）答弁を求めます。

久保町長。

○町長（久保弘志君）所有者の方とは定期的には担当のほうではお話をさせていただいておりますが、なかなかやはり解体するには、今現在、結構なお金も費用もかかりますので、そこについてはまだ実現をされていないというふうには認識をしておりますが、やはり通行される方が危険にさらされてはいけないというふうに思っておりますので、そこは所有者としっかりと対話をしながら、何とかうちの制度を使いながら、解体に向けてその努力はしていきたいというふうに考えております。

それと、いつ頃を目途かという部分もあるんですが、最初にお答えしたとおり、これはあくまでも個人の財産等々でございますので、強制的にやる場合もありますけれども、そうすると費用負担をだれがするんだということになります。当然、一時的には町が負担して、後から頂くという格好なんですけど、やっている自治体もありますが、ほぼ回収はできていない現状でございます。ですので、市街地にあるものについては、今後、恐らく国道、大通り沿いについては、何か市街地域の再整備等々、近々やはり電柱の無電柱化であるとか、ロードヒーティングのやり直しであるとか、そんな中で何とかしていけないかという考え方は持っていますけれども、実際にはこれからの検討になりますので、そういうことも含めながら何とか対応をしていきたいというふうに考えていますので、御理解頂きたいと思います。

○議長（坂田秀昭君）4番、氣田敏和議員。

○4番（氣田敏和君）質問は以上です。これから台風や暴風害、冬場の豪雪、暴風が心配されることがあります。町内にある空き家の倒壊等によって被害を及ぼさないように、よろしく願いいたします。

○議長（坂田秀昭君）これにて、氣田敏和議員の質問は終了いたします。

続いて、2番、木戸寛治議員。

○2番（木戸寛治君）2番。私は2つ通告をさせていただきました。

まず初めに、暮らしの安心感へつながる環境整備計画についてとしております。

先般、日赤病院の院長先生からもお話を頂くことができました。地域医療の整備については、定期的に町も赤十字病院との情報交換をして、また農業については、JAこしみずさん、商工業については、商工会が窓口となって問題解決への取組がされています。

そんな中で、久保町長独自のクボトークでの町民との情報交換の場が設けられておりますが、クボトークのこれまでの実施状況を伺いたいと思います。

○議長（坂田秀昭君）答弁を求めます。

久保町長。

○町長（久保弘志君）お答えいたします。

「ザックリ！クボトーク」につきましては、従前から実施をしておりました町政懇談会並びに町長への意見箱と併せて、町民の皆さんの声を聴く「ワタシノ声プロジェクト」の取組の一つとして、令和4年7月から実施をさせていただいております。

このうち町政懇談会とザックリ！クボトークを対面形式で実施しており、町政懇談会は単位自治会や連合自治会を対象としているのに対しまして、ザックリ！クボトークはサークル等の団体などに対象を広げることで、多くの皆さんの意見を幅広くお聞かせいただくこととしてございます。

ザックリ！クボトークの実施状況でございますが、令和5年2月にことぶき学園と、4月にはこしみず親の会「ういず」の皆さんと意見交換を行いました。

また、町政懇談会につきましては、令和4年7月に止別連合自治会と美和自治会で開催されたほか、本年10月に自治会連合会の役員会に合わせて意見交換会を実施するよう調整をしております。

ザックリ！クボトークは、多くの皆さんの意見を幅広く聞く機会としておりますので、より多くの皆さんのお話が聞けるよう、広報等により周知を行い、事業の認知度を高めることで利用を促進してまいりたいと考えてございます。

以上でございます。

○議長（坂田秀昭君）2番、木戸寛治議員。

○2番（木戸寛治君）2番。今、回答頂きましたように各団体と懇談を行っているということで、以前、町長は、コロナ禍も始まった頃でしたが、なかなか皆さんの意見が私の耳に入らない。これはもしかしたら町政に無関心なのか、全然信じてもらえていないのかと、ちょっと悲観的なお話を——これは余談ですけども——お話をされていたときがありました。

今回、今お話があったように、いろいろなところでお話を聞く機会があったということなのですが、それ以上に増やすために、例えば町のほうからあえて声をかけるというのは、手法としてはあるのかなのか。立場がありますので、町長はあそこは選んだけども、俺のところは選んでくれないというようなこともあるかもしれないですが、働きかけ方としてはそういう方法もあってもいいのかなというふうに思いますが、その辺はいかがでしょうか。

○議長（坂田秀昭君）答弁を求めます。

久保町長。

○町長（久保弘志君）お答えいたします。

以前、そういうお話をさせていただいて、私は町政に対して、町民が無関心になるのが一番恐ろしいというふうに思っています。そういう町は残れないというふうに思っていますので、何とかこういう機会を増やしたいと思っておりますが、以前も自治会さんのほうで何とかやっていただけませんかとお声かけをしたことはございます。そんな中でも、なかなかタイミングが合わないとかという部分もございますが、やはり自治会単位であれば、人数的には結構大きなものになると思います。私はお声かけていただければ、スケジュールの関係ももちろんございますが、どこでもお伺いしたいと思っておりますけれども、逆にちょっとした少人数でも、ちょっとお声かけを頂ければ、そこは来ていただいてもいいですし、私がどこかに行ってもいいですし、にぎわいの空間でやらさせていただきますでもいいですし、そういう考え方をしております。ですので、もし議員のほうでもそういうお声をもし聞いているのであれば、議員が窓口になって、例えば調整をいただければ私は行きますし、来ていただいても対話できると思っておりますので、恐らくそういう地道な活動をしていけば、徐々にはお声かけを頂けるのかなと思っておりますので、可能な限りになります。議員のお力も頂きながら、何とか私と対話できる時間をつくっていただければ、私は喜んでいつでもお話をさせていただきたいと思っておりますので、御理解・御協力を頂ければ幸いです。

○議長（坂田秀昭君）2番、木戸寛治議員。

○2番（木戸寛治君）2番。ちょっと意地悪な質問で大変申し訳ありませんでした。各団体に声かけするのは、なかなか難しい。かといって、個人的に声をかけるのも難しい。これは十分理解するところであります。

先ほどお話ししましたように医療関係、特に地域医療を担っていただいている日赤病院、JAさん、商工会、それぞれ関連のある方々ばかりでなく、そこには関連が少ない方、その中でも学校医として長く歯科診療に携っていただいている歯科医院が1件ありますし、健康増進を含めて治療院というものが町内にはあると思います。そのような地域というか、その場所、経営者の方、現況について、例えば町が今何か皆さんのところに手助けできるようなことはないでしょうか。それぞれの経営ですから、自助努力は当然されていると思いますが、そういうところにも町として手を差し伸べるというふうな考えはありませんでしょうか。

○議長（坂田秀昭君） 答弁を求めます。

久保町長。

○町長（久保弘志君） もちろん営業だとかという部分の中でやられている部分もあるでしょうけれども、もちろん町民が利用しているいろいろな施設でありますので、そこにはやはり町が手を差し伸べられるのであれば、長くやっていただきたいというふうに思いますし、そこはいろんな意見交換ができればなというふうに思っております。

コロナのときも、支援の中には町から診療所に行ったり、そういう形では支援の中にはあります。その中で意見交換ができていくかといったら、それもなかなかできていない部分は実際あるんだろうと思います。お医者さんもお忙しいんだろうと思いますし、何とかそういうちょっとした時間でも構わないと思いますけれども、そういうタイミング、うちで保健福祉課のほうで携っている部分もありますので、そこで何かお時間を頂くとか、そういう形で何か意見交換ができていい方向に進めば、恐らく町民のためになりますので、そういう努力についてはしていきたいなと思っております。

○議長（坂田秀昭君） 2番、木戸寛治議員。

○2番（木戸寛治君） 2番。先ほど日赤病院というのは基幹病院であるということで、地域医療の要であるということで、私も入院したことありますし、多くの町民の方々がお世話になっている地区であります。職員の方もたくさん抱えていらっしゃるの、町のための施設でもあると思っております。

この暑さ、先ほど和田議員のほうからもありましたが、大変な暑さでありました。うちもクーラーがない家の一軒であります、たまたま入院をこの時期されていた方から、ちょっとこんなお話を聞きました。

入院をされていて暑くて、扇風機は私のときもありましたけれども、入院されている自分もそうだったけれども、そこで働く方々が大変笑顔で接していただくことについては本当に頭が下がった。ただ、よくある、体温を下げなきゃならないというときに、アイスノンですか、よく脇の下とかに入れてそういうふうな対処をするんだけど、それが間に合わないような状況もあったというふうに、その方は聞いたそうです。

これは、経営についてのことは、町からどうのこうの言えないのは十分分かるんですが、なかなか大きな組織になればなるほど、縦系列の連絡というのがなかなか取れなくなるような私は気がしています。そういう現場の声というか、そういうことももし仮に町として聞くことができたなら、また一歩進むのかなという、医療についての理解も進むのかなというふうに思うので、その辺を検討頂きたいと思って、1問目の質問は終わらせていただきます。

続いて、2つ目です。町の将来を担う人材育成についてについて質問いたします。

町職員の人数については条例等もあり、また、来年開園予定の認定こども園職員の正規採用、これも含めて努められているところですが、今後、やはりどうしても人口減は否めませんので、町として今考え得る最低ラインの、例えば部署の統合ですとか、そういうことを含めてどのような計画があるかをお聞かせいただきたいと思います。

○議長（坂田秀昭君） 答弁を求めます。

久保町長。

○町長（久保弘志君） お答えいたします。

まず、本町の職員定数は、職員定数条例におきまして、町長部局のほか教育委員会等の部局も含めまして95名と定めております。本定数は、2000年代に行ってきた財政の健全化や行財政改革、指定管理者制度の導入などにより、平成23年3月の議会議決を経て、134名の定数を現在の95名に削減を行

ってございます。

議員の御質問にある、今後の人口減を見込む中で、どのように計画しているかとのことでございますが、職員の適正化については、令和3年3月策定の第5次職員定員適正化計画に基づきまして、令和7年度までを目標として取り組み、同計画の取組目標としては、定数条例の95名を令和7年4月1日現在で上回らないものとし、令和7年度当初、正職員数87名と計画をしております。この人数には、議員の御質問にもあります、来年開園予定の認定こども園の職員数も含んでおります。

オホーツク管内における他町村との比較でも、昨年4月1日現在の総務省定員管理調査における一般行政職員数では、西興部村、置戸町に次ぐ少なさとなっておりますが、これは、これまでの民間委託などによる行財政改革の推進によるもので、現行の職員数で効率的な行政運営ができるよう、昨年4月には機構の見直しを図りながらも、町政を推進しているところであります。

今後の職員採用についてでございますが、原則、退職者補充の採用を計画しておりますが、専門技術を持つ職員の確保は、近年、非常に困難な状況にありますので、必要に応じて、先行して公募・採用するなど適切に人材確保に努めてまいりたいと考えております。

いずれにいたしましても、これまで行ってきた行財政改革の趣旨も踏まえ、定数条例で定める職員数を超えないよう、限られた職員数で効率的かつ最大限努力をし、住民ニーズに対応してまいりたいと考えておりますので、御理解を頂きたいと思っております。

○議長（坂田秀昭君）2番、木戸寛治議員。

○2番（木戸寛治君）2番。職員定数については、今お聞かせいただきましたので、そのように粛々と、できれば人口が減らないような形の中で進めていただければなというふうに思っております。

職員の採用は、町としても、当然、応募をする職員としても重要な選択であります。適材適所で任に当たってもらうということは、どの職場でも難しいことなのかなというふうに思っています。その中であって、また専門技術を持った方々の採用、人がいないところでおかつ採用しなくてはいけないというジレンマというか、非常に責任が重いんだろうなというふうに推察いたします。

そんな中で採用された職員の方々が、様々な部署でいろいろな経験をしながら、町民との関わりを持って職に向き合ってくださっておりますので、そこについては深く感謝申し上げるところであります。当然、その中にいろいろな研修も必要かとは思いますが、その中で、私これまでもお話ししておりますが、教育委員会のことについてちょっとお尋ねしたいと思っております。

先ほど花嫁対策の話もありました。今の若い世代はなかなか外へ出て行かない。それは私たち親世代の子供たちがそうなんだというのは、実際に感ずるところではありますが、社会教育について力を入れたいと、先ほど町長おっしゃられたので、あえて人づくりの根幹であるというところは揺るぎないものだと私も思っていますし、町長もそうお考えだというふうに認識をいたしました。

全ての市町村ではないですけれども、教育委員会には社会教育主事という職の方がいらっしゃいます。たまたま小清水町の教育委員会でも、この4月に異動になった職員が社会教育主事を取りたいというふうに発言をされているということをお聞きまして、非常に僕は心強く感じているところであります。

実際に社教主事のいない町村もあるやに聞きました。たまたま私は御存じのとおり、子ども会のお手伝いをさせてもらっているものですから、斜網地区の教育委員会の方とは面識を持つことがあります。

そういう方々、やはり1年、2年では、何か成し遂げるといことは、どの職でもそうですけれども難しいとは思いますが、今当町には人事交流ということで、道から黒田主事が勤務されておりますが、期限付ですので2年の期限であります。

この時期を大事にして、なおかつ今資格を取ろうとしている職員が、社教主事を取っていただいて、これからの町の若い人、子供たちから含めて、老人の方々も含めて、多くの方々が教育委員会のそういう担当の方のお力添えを得ていけたらいいのかなというふうに思っておりましたが、先般、あるところで私聞かれました。どうしても教育委員会の職員がついていないとうまくないですかと、社会教育団体にとの話です。それは、僕の取り方が悪かったかもしれないんですが、今までよりも人が少なくなるので、そういう意味で部署から外してもいいですかということだったのか、単純に木戸さんは子ども会には社会教育主事、教育委員会の職員がつかなくても大丈夫ですかというふうに言われたのか、その辺はまだ明確では

ありません。

ただ、教育委員会は、昔のことばかりなんですけれども、人数がどんどん減っているのは事実であります。社会教育、人づくり全般を見通すときに、教育委員会の充実是不可欠であると思っておりますが、その辺は町長はどのようにお考えかをお聞かせ願いたいと思います。

○議長（坂田秀昭君）答弁を求めます。

久保町長。

○町長（久保弘志君）お答えします。

いろんな専門職、社会教育主事に限らず、本当に確保は難しいです。本当に難しいです。これはうちだけではなくて、近隣市町どこもそうです。東京でもそうです。そんな中で、先ほどどなたかの答弁でもお話しさせていただきましたが、やっぱりそこは人づくりは町の根幹であるというふうに思っていて、そこは加藤教育長と当然同じところがございます、社会教育の体制を徐々に整えている段階であります。そんな中で黒田さんに来ていただきましたし、自分自ら資格を取るであるとか、また、外部から登用するであるとか、いろんな形はあると思いますが、そこは人づくりの観点から、当然教育委員会、社会教育、どこの部署もそうなんです、同じように考えております。

やはり一番町民に近いという部分では、生涯学習、社会教育というのは、携わる部分は多いんだと思いますが、そこだけということにはなりませんけれども、そこを何とか充実したいというのが私の考え方でありますので、御理解頂ければと思います。

○議長（坂田秀昭君）これにて、木戸寛治議員の質問は終了いたします。

以上で、通告の一般質問を終結いたします。

◎報告第5号

○議長（坂田秀昭君）日程第6、報告第5号、小清水町一般会計継続費精算報告書についてを議題といたします。

説明を求めます。

畔木企画財政課長。

○企画財政課長（畔木雅之君）ただいま上程されました報告第5号、小清水町一般会計継続費精算報告書について御説明申し上げます。

議案書7ページをお願いいたします。

令和3年度より2か年にわたり実施してまいりました継続的的事业につきまして、令和4年度をもって事業を完了しましたので、その実績につきまして、精算報告書を調製したところでございます。

継続事業といたしましては、2款総務費1項総務管理費、事業名で防災拠点型複合庁舎建設事業につきまして、全体計画欄にあります2か年の予算総額2億483万2千円に対し、支出済額が2億445万7千円で、その財源は、市町村役場緊急保全事業債1億3,200万円、過疎対策事業債6億7,310万円、地方債合計で2億6,510万円、その他特定財源は、公共施設整備基金繰入金2億7,049万6千円と、林業振興基金繰入金1千万円を合わせた2億8,049万6千円、一般財源が5,886万1千円で事業が完了したところでございます。

以上、地方自治法施行令第145条第2項の規定に基づきまして御報告申し上げます。

○議長（坂田秀昭君）質疑があれば受けます。

（「なし」と呼ぶものあり）

○議長（坂田秀昭君）なければ次に進みます。

◎議案第41号

○議長（坂田秀昭君）日程第7、議案第41号、小清水町犯罪被害者等支援条例制定についてを議題といたします。

説明を求めます。

荒木町民生活課長。

○町民生活課長（荒木和正君）ただいま上程されました議案第41号、小清水町犯罪被害者等支援条例制定について御説明申し上げます。

議案書8ページを御覧ください。

本条例の制定につきましては、現在、町では町民の安全と暮らしを守る活動を推進し、もって安心して暮らすことのできる地域社会の実現を図るため、小清水町くらしの安全条例を制定し、関係機関と協働の下、安全で住みよいまちづくりに努めてきたところであります。

近年、全国的に悪質な犯罪が増加し、その犯罪に巻き込まれた被害者、その家族や遺族は身体等の直接的な被害だけでなく、精神的なショックなど事件後も様々な困難に苦しめられております。

小清水町くらしの安全条例第4条では、町の責務として、犯罪被害者の支援について定めがありますが、具体的な明記がされていない状況にあり、町民誰もが犯罪被害者等の被害者になる可能性がある中、より支援策を明確化することにより犯罪被害者等に対する理解を深め、共に支え合い、安全で安心して暮らせる地域社会の実現に寄与することを目的に当条例を制定するものでございます。

第1条は、ただいま申し上げました目的を、第2条は、各用語の定義を定めるものであります。

9ページ、第3条でございますが、犯罪被害者等基本法を踏まえ、犯罪被害者等の支援を推進するに当たっての基本的な考え方を定め、第4条では、犯罪被害者等の支援における施策の策定及び実施等の町の責務について定めております。

次のページ、第5条、町民等の責務では、犯罪被害者等の支援の必要性の理解、二次的被害を生じさせないよう配慮するなど町民の役割について定め、第6条、事業者の責務では、第5条と同様、役割のほか、被害者等が必要とする各種手続について、就労及び勤務条件等への配慮等の事業者の役割を定めております。

第7条では、犯罪被害者等の相談、必要な情報の提供、支援に関わる関係機関との調整及び総合窓口を所管する課の設置について定め、この総合窓口については、町民生活課でございます。

第8条では、町内に住所を有する被害者等の遺族、受傷者の一時的な経済負担の軽減を図るため、遺族には30万円、受傷者には10万円の見舞金を支給することとし、その支給に当たっては規則に委任する規定を定めております。

次のページ、第9条は、町は平穏な日常生活を送るために必要な支援を行うこと。

第10条では、住宅の確保等に関わる町の支援を行うこと。

第11条では、犯罪被害者等の安全を確保するため必要な措置について定めております。

第12条では、犯罪被害者等支援の重要性や必要性について、町民等及び事業者の理解を深めるための啓発活動等を行うことについて定め、第13条では、犯罪被害者等の支援に係る施策においては、犯罪被害者等の意見を反映させることについて定めてございます。

第14条では、社会通念上適切でない場合には、当条例の犯罪被害者等の支援を行わない例外規定を、第15条では、条例施行に関し必要な事項について規則に委任する規定を定めるものでございます。

最後に附則でございますが、第1項において、本条例の施行期日を本年10月1日からとし、第2項では、第8条の規定は、本条例の施行の日以後において発生した犯罪行為による死亡又は傷病について適用する規定としております。

附則第3項でございますが、別途配付してございます小清水町くらしの安全条例の一部を改正する条例の新旧対照表の1ページを御覧願います。

本条例施行後は、犯罪被害者等支援に係る施策については、本条例で総合的に推進することから、くらしの安全条例から犯罪被害者等に対する支援の項目を削除する改正でございます。

以上で説明を終わります。よろしく御審議を賜りますようお願い申し上げます。

○議長（坂田秀昭君）質疑を受けます。

（「なし」と呼ぶものあり）

○議長（坂田秀昭君）質疑を終結いたします。

討論を行います。

（「なし」と呼ぶものあり）

○議長（坂田秀昭君）討論を終結いたします。

議案第41号、採決いたします。

原案のとおり決するに御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶものあり）

○議長（坂田秀昭君）御異議ないものと認めます。

よって、議案第41号、原案のとおり可決されました。

◎議案第42号

○議長（坂田秀昭君）日程第8、議案第42号、小清水町附属機関に関する条例の一部を改正する条例制定についてを議題といたします。

説明を求めます。

細川総務課長。

○総務課長（細川正彦君）ただいま上程されました議案第42号、小清水町附属機関に関する条例の一部を改正する条例制定について御説明申し上げます。

議案書13ページとなります。

本条例の一部改正につきましては、防災拠点型複合庁舎の竣工に伴い、建設検討委員会を附属機関より削除するもの。また、本年3月開催の定例会において、ゼロカーボンシティ宣言を行ったところですが、今後の本町におけるカーボンニュートラルの実現に向け、関係者と連携し、脱炭素のまちづくりのため、計画策定及びその効果検証を行う協議会を新たに設置することから、附属機関に加える条例の改正を行うものでございます。

別途お配りしております新旧対照表を御覧願います。

改正の内容でございますが、別表中「小清水町防災拠点型複合庁舎建設検討委員会」の項を削り、別表に「小清水町ゼロカーボンシティ推進協議会」の項を加えるものでございます。

最後に改正附則でございますが、施行期日を公布の日からとするものです。

以上で説明を終わります。よろしく御審議を賜りますようお願い申し上げます。

○議長（坂田秀昭君）質疑を受けます。

（「なし」と呼ぶものあり）

○議長（坂田秀昭君）質疑を終結いたします。

討論を行います。

（「なし」と呼ぶものあり）

○議長（坂田秀昭君）討論を終結いたします。

議案第42号、採決いたします。

原案のとおり決するに御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶものあり）

○議長（坂田秀昭君）御異議ないものと認めます。

よって、議案第42号、原案のとおり可決されました。

◎議案第43号

○議長（坂田秀昭君）日程第9、議案第43号、小清水町活性化センター条例の一部を改正する条例制定についてを議題といたします。

説明を求めます。

石丸産業課長。

○産業課長（石丸寛之君）ただいま上程されました議案第43号、小清水町活性化センター条例の一部を改正する条例の制定について御説明申し上げます。

議案書の14ページと別途お配りしております新旧対照表を御覧頂きたいと思っております。

活性化センターにつきましては、平成12年に道営中山間総合整備事業を活用し、地元特産物の加工を

通じた付加価値の付与、交流人口の拡大を目的に、食品加工室、特産物PRゾーン、駅舎、24時間トイレを整備し、本年までの23年間、都市部との交流の場として活用されてきましたが、昨年3月にアグリハートセンターに食品加工室の機能を移転集約したことに伴い、空いたスペースを活用し、交流人口の拡大に特化した施設へと生まれ変わるよう、現在大規模改修を実施してございます。

今回の一部改正につきましては、現在実施しております大規模改修後の供用を前提とした改正でございまして、改修後の施設に貸室となる部分がなくなることに伴い、使用に関する許認可、使用料等に関する規定の削除が主な改正内容となっております。

新旧対照表を御覧ください。第1条の設置の目的より食品加工室の移転に伴い、それに関連する記載を削除し、第3条では、当該施設で行う事業について新たに規定し、その他につきましては、貸室がなくなることに伴う使用の許認可や使用料に関する規定の削除と文言の整理となっております。

最後に附則でございしますが、本一部改正後の改正条例が、今後指定管理事業者を公募する際の準拠条例となりますことから、施行期日を公布の日とし、適用につきましては、次期指定管理者期間の始期となる令和6年4月1日としてございます。

今後、本条例改正を御承認頂いた後、新たな指定管理事業者の公募を行うこととしてございます。

以上で説明を終わります。よろしく御審議を賜りますようお願い申し上げます。

○議長（坂田秀昭君）質疑を受けます。

（「なし」と呼ぶものあり）

○議長（坂田秀昭君）質疑を終結いたします。

討論を行います。

（「なし」と呼ぶものあり）

○議長（坂田秀昭君）討論を終結いたします。

議案第43号、採決いたします。

原案のとおり決するに御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶものあり）

○議長（坂田秀昭君）御異議ないものと認めます。

よって、議案第43号、原案のとおり可決されました。

◎議案第44号

○議長（坂田秀昭君）日程第10、議案第44号、財産の無償譲渡についてを議題といたします。

説明を求めます。

細川総務課長。

○総務課長（細川正彦君）ただいま上程されました議案第44号、財産の無償譲渡についてを御説明いたします。

議案書16ページ及び別途配付しております資料を御覧願います。

本件につきましては、本町が所有する光ファイバー幹線網などのブロードバンド施設を、今や生活の一つとなっているデジタルサービス向上のため、開始手続から修繕対策まで、より迅速なインターネットサービスの提供と、町の将来財政負担の軽減を図るため、民間に無償譲渡で移行するものであります。

本町が所有するブロードバンド施設は、資料に記載のとおり光ファイバーケーブルをはじめ8つの設備で構成され、これらの整備は資料右上に記載のとおり、平成21年より実施設計及び整備を2か年間で、平成23年より東日本電信電話株式会社と設備保守管理業務委託、いわゆる施設の貸付けとサービスの定型を行うIRU契約を締結し、これまで町民の皆様にごサービスを提供してまいりました。

この間、暴風雪等の災害時、光ケーブルの断線が確認された場合、本町を窓口として委託先であるNTT様に修繕等の依頼を行うことを原則として、修繕までに時間を要するなどの課題がございましたが、令和2年に総務省より公設光ファイバーケーブル及び関連設備の民間移行に関するガイドラインが制定され、公設設備を保有する自治体は、財政負担、人的負担、災害復旧における迅速な対応等を総合的に考慮の上、自治体業務の簡素化・効率化を図り、地域住民への安定的なブロードバンドサービス提供を継続するため、

民間移行を促進することが望ましいとされたことを受け、本町においても、昨年より既存のサービス利用者への影響を最小限に抑える観点から、これまでIRU契約を締結しておりますNTT様と随意契約を前提として協議を行ってまいり、NTT様側より譲渡を受ける方針が示されましたので、地方自治法第96条第1項第6号の規定に基づき、財産となるブロードバンド施設の無償譲渡について御提案するものであります。

以上で説明を終わります。よろしく御審議を賜りますようお願い申し上げます。

○議長（坂田秀昭君）質疑を受けます。

（「なし」と呼ぶものあり）

○議長（坂田秀昭君）質疑を終結いたします。

討論を行います。

（「なし」と呼ぶものあり）

○議長（坂田秀昭君）討論を終結いたします。

議案第44号、採決いたします。

原案のとおり決するに御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶものあり）

○議長（坂田秀昭君）御異議ないものと認めます。

よって、議案第44号、原案のとおり可決されました。

暫時休憩いたします。

休憩 午前11時55分

再開 午後 1時00分

○議長（坂田秀昭君）休憩前に引き続き本会議を再開いたします。

◎議案第45号 及び 議案第46号

○議長（坂田秀昭君）日程第11、議案第45号及び日程第12、議案第46号、令和5年度小清水町一般会計補正予算（第4号）について、令和5年度小清水町介護保険特別会計補正予算（第1号）についてを一括して議題といたします。

説明を求めます。

畔木企画財政課長。

○企画財政課長（畔木雅之君）ただいま一括上程されました議案第45号及び議案第46号、小清水町各会計補正予算について、初めに議案第45号、令和5年度小清水町一般会計補正予算（第4号）について御説明申し上げます。

別冊の補正予算書3ページをお願いいたします。

歳入歳出予算の補正ですが、歳入歳出予算の総額からそれぞれ2,365万6千円を減額し、歳入歳出予算の総額を75億7,435万7千円とするものでございます。

6ページをお願いいたします。

第2表債務負担行為補正の追加は、小清水町活性化センターの管理運営業務において、経常利益の恒常的な減収を抑制し、施設の健全な管理運営等に資することを目的として、令和6年度から令和8年度までの3か年間の期間について、管理運営事業管理料の限度額を設定するものでございます。

7ページをお願いいたします。

第3表地方債補正の変更、初めに、防災広場整備事業債は、公用車庫の整備方法及び実施年度の見直しに伴う精査により、発行可能額1億2,870万円の減額、臨時財政対策債は、発行可能額の決定による減額と、それぞれ限度額を変更するものです。

14ページをお願いいたします。

歳出予算ですが、主要政策調と併せて御覧ください。

初めに、2款総務費1項1目一般管理費7節報奨費は、表彰条例に基づき表彰額及び記念品の購入費など報奨費として6万1千円追加計上。

13節使用料及び賃借料は、PDFファイルへの補記、修正が可能となるパソコンソフト10台分のライセンス使用料として35万5千円追加計上するものです。

4目財産管理費は、町で設置した通信用光ケーブルをNTTへ譲渡するための費用として、12節委託料、道路占用及び北電柱添架等の譲渡申請に係る支援業務委託料として671万円追加。

14節工事請負費は、IPボックス空調及びヒーターを更新することとして、情報通信基盤設備工事請負費1,342万円を追加計上するものです。

次に、6目企画調整費12節委託料、運動・スポーツ習慣化促進業務委託料は、株式会社ルネサンスから派遣されております地域活性化企業人の発案事業でございまして、町内のスポーツに関わる生徒先生等を対象とした講演会の開催など、スポーツの習慣化や健康増進を図る業務委託料として139万7千円を追加計上。

18節負担金補助及び交付金、先に公共施設整備基金に積み立てております中神土木設計事務所様からの御寄付相当額について、庁舎内賑わい空間に設置する幼児用玩具のほか、ボードゲーム等購入費として、寄附額同額の30万円を賑わい空間運営事業費補助金に追加計上するものです。

12目防災拠点型複合庁舎整備費は、14節工事請負費は先ほど3表地方債補正で御説明したところですが、公用車車庫の整備方法及び実施年度の見直しに伴う精査により新庁舎建設等工事請負費1億2,870万円を減額、次の解体工事請負費は、公用車車庫の整備年度の見直しに伴い、旧ゴミゼロ車庫の解体につきましても、翌年度以降の実施とすることとして、当初予算計上の全額364万円を減額計上するものでございます。

次に、13目デジタル化推進費12節委託料スマートフォン教室開催業務委託料は、国の補助制度を活用し、町民の方を対象としたスマートフォン教室を年度内に8回開催する委託料18万5千円追加、次の総合行政システム標準化対応業務委託料は、住民基本台帳や国民年金などの各データについて、標準化に合わせたデータ最適化を行うこととして、標準化対応業務委託料245万1千円追加計上するものです。

次のページになります。2項2目賦課徴収費12節委託料は、森林環境譲与税につきましても、個人住民税均等割に合わせて年額1千円を徴収することとされた税制改正対応業務委託料53万4千円追加。

次の22節償還金利支及び割引料は、法人町民税における予定納税者が多かったことに伴い、今後の払戻資金に不足が生じることが推計されたことから、過誤納金払戻資金に50万円追加計上するものです。

3款民生費1項1目社会福祉総務費12節委託料は、標準化システム導入に係る経費として、障がい者福祉システム導入業務委託料343万2千円追加。

5目地域安全対策費は、先ほど、小清水町犯罪被害者等支援条例について御決議をいただきました犯罪に遭われた方等に対する見舞金といたしまして、遺族及び傷病見舞金として、合計40万円追加計上するものです。なお、この予算計上につきましては、このような事件が起きてはならないものではありませんが、万が一の事象に備え迅速に対応できる体制を整える必要があると考え補正予算に計上させていただくものでございまして、以降につきましては、毎年度当初予算において計上させていただきたいと考えてございます。

8目介護保険対策費18節負担金補助及び交付金は、特別養護老人ホーム愛寿苑の令和4年度決算において、コロナ感染症の影響に伴う赤字補填分として、経営安定化支援交付金3,219万4千円追加計上するものです。

27節繰出金は、高額介護サービス費支給に係る財源として、普通交付税の基準財政需要額における繰出金基準内分で246万6千円、繰出金基準外で684万6千円、合計931万2千円を介護保険特別会計繰出金に追加計上するものです。

次のページになります。

2項3目子育て支援費22節償還金利支割引料は、令和4年度子育てのための施設等利用給付交付金について、精算による返還が必要となることから1万2千円追加計上。

4目保育所費も同様に、過年度の子どものための教育・保育給付金及び保育士処遇改善臨時特例交付金

について、精算による返還が必要となることから、55万1千円追加計上するものです。

次に、主要施策調は6ページ、上段となります。

4款衛生費1項1目保健衛生総務費18節負担金補助及び交付金は、網走厚生病院脳神経外科経営安定化支援事業負担金として、協定に基づき令和4年度収支損失額のうち、本町負担分400万円を追加。

5目環境衛生費1節報酬及び8節旅費は、新たに附属機関となるゼロカーボンシティ推進協議会設置に伴う費用をそれぞれ計上。

12節委託料は、一般廃棄物最終処分場において漏水が確認されたことに伴い、調査及び修繕の実施を行うこととして219万6千円を追加計上するものです。

18節負担金補助及び交付金は、1市4町による中間処理施設に係る生活影響調査を実施することとして、本町負担率5%を乗じた26万9千円を斜網地域一般廃棄物広域処理協議会負担金に追加計上。

次のページになります。7目新型コロナウイルス感染症対策費は、秋期・冬期接種者を1,100名と見込み準備するもので、事業費として12節委託料、ワクチン接種予約受付業務委託料250万5千円を追加。

1節報酬及び10節需用費、12節委託料のうち、ワクチン接種予約受付業務委託料の計380万4千円を事務費として追加計上するものです。

次に、6款農林水産業費、主要施策調8ページになります。

1項3目農業振興費14節工事請負費は、アグリハートセンター敷地内に整備いたしました園芸ハウスにおいて、熱源として利用しております温泉成分の影響により、配管接続部に腐食が確認されたことによるカムロック修繕として、532万4千円追加計上するものです。

18節負担金補助及び交付金、環境保全型農業直接支援対策事業費補助金は、有機農業の取組実施面積の増により150万2千円追加。

次の、経営継承発展支援事業費補助金は、交付対象者1名増により100万円を追加計上するものです。

次の4目畜産振興費は、家畜伝染病対策として、11節役務費、クリーニング料に2万3千円を追加計上するものです。

次のページになります。

7款商工費1項2目商工振興費18節負担金補助及び交付金は、小清水EZOCA会が実施する小清水EZOCAの加盟店・協力店の拡大を目的として、現在1ポイント付与する場合にかかる40銭の事務手数料相当額及び協力店が負担する3%分の手数料相当額、これに加えて、新規加盟店の端末期導入補助、合わせて173万2千円を追加計上。なお、本事業の実施期間は本年10月1日から6年3月31日までとするものでございます。

8款土木費3項1目住宅管理費は、着工した認定こども園の円滑な整備を進めるため、この8月をもって全員の退去が済んだ桜が丘団地の2棟を解体することとして、12節委託料、石綿調査業務委託料に84万5千円、14節工事請負費、公営住宅等解体工事請負費に1,133万7千円をそれぞれ追加計上するものです。

次に、9款消防費1項1目消防組合費は、小清水消防団第2分団、止別地区になりますけれども、車庫のFF式石油暖房機の故障に伴う機器更新費用及び消防車のキャビンアップポンプ修繕に係る費用の計51万7千円を、斜里地区消防組合負担金に追加計上するものです。

次のページになります。

10款教育費3項1目学校管理費は、中学校体育館に設置する暖房機について、ボールが被弾したと推測される水漏れが発生したため、暖房パネルを更新することとして、建物等修繕料140万円追加計上。

6項2目体育施設費は、スキー場ロッジの暖房機器につきまして更新を図ることとして、備品購入費14万7千円を追加計上するものです。

次に、歳入予算ですが、9ページにお戻り下さい。

14款国庫支出金1項2目衛生費国庫負担金は、新型コロナウイルスワクチン接種事業に係る国庫負担といたしまして、新型コロナウイルスワクチン接種対策費負担金250万5千円を追加計上。

2項1目総務費国庫補助金は、スマートフォン教室開催に係る補助金18万4千円を追加。

次の3目衛生費国庫補助金は、新型コロナウイルスワクチン接種体制確保に係る補助金253万1千円を追加計上するものです。

15款道支出金、2項4目農林水産業費道補助金は、環境保全型農業直接支援事業の補助金として114万1千円を追加計上するものです。

次のページをお開きください。

18款繰入金1項3目ふるさと事業基金繰入金、次のページ下段、20款4項4目雑入につきまして、関連がありますので一括して説明させていただきます。

本年5月28日に実施しました複合庁舎オープニングセレモニー開催経費の充当財源として、20款諸収入4項1目雑入のうち、いきいきふるさと推進事業助成金として200万円を計上しておりましたが、助成対象経費の精査等による交付決定を受け、当初予算から100万円の減額、これにより不足する充当財源として、18款繰入金、ふるさと事業基金繰入金を同額の100万円追加計上するとした財源振替となっております。

10ページにお戻りください。

続いて、18款繰入金5目公共施設整備基金繰入金は、公用車車庫整備費及び旧ゴミゼロ車庫解体費の減額、にぎわい空間運営事業費補助金への追加など、差引き計334万円減額計上するものでございます。

19款繰越金は、財源調整として1億255万5千円追加計上するものです。

次のページになります。

20款諸収入は、経営継承発展支援事業に係る補助金として50万円、総合行政システムの標準化対応業務に係る補助として245万円をそれぞれ追加計上するものでございます。

1つ飛びまして、次のページになります。

21款町債は、第3表地方債補正で御説明したとおり、事業費の確定に伴う補正額の計上と臨時財政対策債の発行可能額決定による計上でございます。町債計1億3,218万2千円減額計上するものです。

以上で説明を終わります。

○議長（坂田秀昭君）組野保健福祉課長。

○保健福祉課長（組野麻記君）続きまして、議案第46号、令和5年度小清水町介護保険特別会計補正予算（第1号）について御説明申し上げます。

補正予算書の21ページになります。

歳入歳出予算の補正ですが、歳入歳出予算の総額にそれぞれ保険事業勘定において、3,172万2千円を追加し、予算の総額を保険事業勘定6億902万円とするものでございます。

29ページをお開きください。

初めに、歳出予算の補正ですが、2款1項5目高額介護サービス等費において、対象となる被保険者の皆様に、申請勧奨通知の未送付によりまして未支給となっている過年度分の給付費支給にあたり、1,973万2千円追加計上するものです。

6款1項償還金は、確定申告により見込まれる過年度分介護保険料の還付に要する過誤納金払戻金を10万円追加、また、令和4年度給付費等の確定に伴い、国、道、支払基金のそれぞれの負担割合に基づく交付金等の精算分として、保険給付及び地域支援事業に係る国・道支出金の返還金1,189万円を追加計上するものでございます。

26ページにお戻り願います。

歳入予算でございますが、2款国庫支出金から次ページ4款支払基金交付金につきましては、過年度分の高額介護サービス費における国・道・支払基金から交付対象分のそれぞれの負担割合に応じた負担金、交付金を追加。

6款一般会計繰入金は、過年度分高額介護サービス費の法定内繰入金246万7千円に、国・道・支払基金の請求権が時効を迎えた分を町費にて負担する法定外繰入金684万5千円を合わせた931万2千円を追加計上するものです。

7款1項繰越金は、財源調整として、過年度分高額介護サービス費を含む保険給付費分1,331万2千円、地域支援事業費分321万6千円、合わせまして1,652万8千円を追加計上するものでござ

います。

以上で説明を終わります。よろしくご審議を賜りますようお願い申し上げます。

○議長（坂田秀昭君）初めに、議案第45号、令和5年度小清水町一般会計補正予算（第4号）について質疑を受けます。

7番、工藤孝一議員。

○7番（工藤孝一君）7番。主要施策調の4ページの2段目、社会福祉総務費障がい者福祉システム導入事業という内容であります、具体的にはどのような事業内容なのかをまず御説明いただきたいのが1つ目と、その下の介護保険対策費の特別養護老人ホーム経営安定対策事業、これの損失の主な原因と今後の見通しについても御説明いただければと思います。

○議長（坂田秀昭君）答弁を求めます。

組野保健福祉課長。

○保健福祉課長（組野麻記君）お答えいたします。

まず1点目の、社会福祉総務費の障がい者福祉システム導入事業の委託料の追加分でございますが、こちらにつきましては、障がい者福祉システムを標準化に伴う統一したシステムにするために、その導入に係る業務の委託料の計上でございます。

次に、特別養護老人ホームの経営安定化対策事業分につきましては、令和4年度の愛寿苑に係る損失補填分の計上ございまして、合計金額は3,219万4千円でございますが、原因は令和4年に発生しました新型コロナのクラスターによるものというふうにお聞きしております。

内訳といたしましては、介護報酬で約前年度比2,570万の収入減、それから電気代、燃料代の高騰に伴いまして約360万円の増、それから人件費、こちらの440万円が増ということで、その分損失補填ということで今回計上してございます。

以上でございます。

○議長（坂田秀昭君）7番、工藤孝一議員。

○7番（工藤孝一君）7番。今、障がい者福祉施設の導入事業、昨年来DX、DXで進んでいるんで、標準化と一口で課長が言われても、さて標準化とはなんぞやということになるかと思うんですが、一般的には新しいシステムにリンクできやすいようなとか、具体的にもうちょっと踏み込んで説明をいただきたいのと、あと2点目で2,500万の収入減というのは、ちょっと聞き逃して申し訳ないんですが、利用者の減ということでしたでしょうか。お願いします。

○議長（坂田秀昭君）答弁を求めます。

鈴木副町長。

○副町長（鈴木祐之君）私のほうから1点目の標準化の、福祉、障がい者システムシステムの委託料の関係なんですけども、これまで利用している、今現在利用している障がい者システムが、基本的に標準化による共同化の改修にはされない仕組みとなっていると聞いています。

それで、そのままだ独自のシステムで運用することも可能なんですけども、基本的に住基関係を標準化に乗せることによってそれとの連携をつくる必要が出てきますので、既にもう標準化進めている関係システムとうまく連動させて、よりシステムを動かすために、今使っているものから標準化に向けた対応ができる障がい者システムに、今この時点で変更をかけるということで、それに関する費用を計上したということになります。

以上です。

○議長（坂田秀昭君）よろしいですか。

7番、工藤孝一議員。

○7番（工藤孝一君）結局、利用者というか入所されている施設入所の方と直接関わることなのか、事務的な標準化の手続なのか、施設利用者には直接関係ないといいますが、どういう関係性があるのかも加えて説明願いたいと思います。

○議長（坂田秀昭君）答弁を求めます。

組野保健福祉課長。

○保健福祉課長（組野麻記君）このシステムにつきましては、利用者ではなく事務的なものでございまして、介護給付費の請求事務に関わるものでございます。

以上でございます。

○議長（坂田秀昭君）よろしいですか。ほかに。

1番、槻間善高議員。

○1番（槻間善高君）1番、槻間です。6款の農業振興費についてお伺いたします。

温泉熱園芸ハウスのカムロックの修理でございますけれども、まだ4年の4月の9日に引越したばかりの施設なのに、もう早傷んできて取り替えるという、この内容についてもう少し詳しく説明していただきたいと思います。

○議長（坂田秀昭君）答弁を求めます。

石丸産業課長。

○産業課長（石丸寛之君）御質問にお答えをさせていただきます。

御指摘のとおり、まだ新しい施設なのになぜ改修かということでございます。

温泉熱を活用した園芸ハウスでございますが、設計時におきまして、北海道道立総合研究機構、通称道総研様の御協力をいただきながら、温泉の成分分析を実施してきた経過がございまして、この結果に基づきまして配管接続部に係る部材選定を行ってきたといった経過がございまして、しかしながら、設計時に予見できなかった、いわゆる想定を超える塩分濃度の影響に伴いまして、今回腐食が発生したというふうにお聞きをしているところです。

今回、改修させていただくカムロックというのが、接続部に当たる部材だというふうにお考えいただければと思います。

以上でございます。

○議長（坂田秀昭君）よろしいですか。

1番、槻間善高議員。

○1番（槻間善高君）1番、槻間です。もう少し詳しく説明していただきたいわけですが、これはカムロックについては何か所をやるのか、それと、今回設計するにあたりましてその前に実験ハウスを造ったと思うんですね。その中ではそういった症状はできなかったのか。

毎年このような、500数十万円のような修理代がかかるようでしたら、先のことも考える必要もあるんじゃないかと思うんでちょっと質問したわけですが、それについてちょっと説明してください。

○議長（坂田秀昭君）答弁を求めます。

石丸産業課長。

○産業課長（石丸寛之君）お答えをさせていただきます。

まず何か所かという部分なんですが、今ちょっと手持ちの資料がないので、後ほど事務局を通じて資料提出をさせていただきたいと思います。

それから、実験ハウスの部分と今回の農業ハウス、いわゆるアグリハートセンターでの温泉・源泉が違いますので、実験ハウスの影響の数値とこれの農業ハウスのアグリハートセンターの部分は違うということで御認識をいただきたいと思います。

先ほども申し上げさせていただきましたけれども、高校跡地アグリハートセンターの部分については、道総研さんの成分分析をもとに部材を発注していたわけですが、設計時に予見できなかった、いわゆる源泉の濃度、塩分濃度については予見できなかったということであってはならないというふうに考えておりますが、状況的には予見できなかったということでお答えをさせていただきたいと思います。

以上でございます。

○議長（坂田秀昭君）よろしいですか。

1番、槻間善高議員。

○1番（槻間善高君）今、予見できなかったというような返答返ってきておりましたけれども、私も質問するからにはちょっと調べてきたわけですが、同じような部材を使っておりまして、実験ハウスのほうの部材のほうはひどく壊れておりました。

だから、まだ1年何ぼのですから、保証期間というだとかそういうものはないのか、またこういうような状況が起きようでしたら熱源の取り方も変える必要があるんじゃないかと思うんですけども、その辺にいてちょっとお願いします。

○議長（坂田秀昭君）答弁を求めます。

石丸産業課長。

○産業課長（石丸寛之君）お答えをさせていただきたいと思います。

御指摘いただいたことを真摯に受け止めてまいりたいと思いますが、まずは今後こういう事象がないような取組をしてまいりたいと思います。

ただ一方で、今回の腐食の部分については緊急的に修繕をしなくてはならないということでございますので、この点については御理解をいただきたいと思います。また今後も、源泉の当初の成分分析を行っていただきました道総研さんとも都度協議を重ねながら、今後このようなことがないように施設管理に努めてまいりたいと思います。

以上でございます。

○議長（坂田秀昭君）よろしいですか。暫時休憩いたします。

休憩 午後1時30分

再開 午後1時32分

○議長（坂田秀昭君）本会議を再開いたします。

そのほかに質疑のある方。

2番、木戸寛治議員。

○2番（木戸寛治君）2番。先ほど議案第41号で、犯罪被害者等支援条例が制定されることになりました。今回補正予算書の15ページに、ここに載っている40万円という金額が扶助費として計上されています。犯罪被害についてはあってはならないことですが、人数が確定するわけでもないのも事実だと思うので、この40万円については基金のような形でそういう性格のものなのか、毎年40万を用意して使わなければまた40万翌年というふうにお考えなのか、その辺をちょっとお聞かせください。

○議長（坂田秀昭君）答弁を求めます。

荒木町民生活課長。

○町民生活課長（荒木和正君）計上しました40万につきましては、死亡30万円、傷病10万円ということで1名ずつの計上でありまして、先ほど財政課長が説明しましたとおりいつ起こるかもわからないということですので、最大それぞれ1名ずつ、万が一発生した場合には速やかに支給できるような体制でございまして、特に基金とかに積むとかではなくて、来年以降も当初予算では40万円ずつ計上していきたいということでございます。

○議長（坂田秀昭君）2番、木戸寛治議員。

○2番（木戸寛治君）あってはならないこととあって、またなおかつ聞いて申し訳ないんですが、仮に複数名の被害があった場合には、その都度この金額は用意するという形でよろしいでしょうか。

○議長（坂田秀昭君）荒木町民生活課長。

○町民生活課長（荒木和正君）予算に不足が生じた場合は直近の補正予算で対応するなり、そこまで待てないという場合は、予備費等の予算もありますので、その中で対応していきたいと思っております。

○議長（坂田秀昭君）よろしいですか。ほかに。

（「なし」と呼ぶものあり）

○議長（坂田秀昭君）質疑を終結いたします。

討論を行います。

（「なし」と呼ぶものあり）

○議長（坂田秀昭君）討論を終結いたします。

議案第45号、採決いたします。

原案のとおり決するに御異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶものあり)

○議長(坂田秀昭君) 御異議ないものと認めます。

よって、議案第45号、原案のとおり可決されました。

次に、議案第46号、令和5年度小清水町介護保険特別会計補正予算(第1号)について質疑を受けま

(「なし」と呼ぶものあり)

○議長(坂田秀昭君) 質疑を終結いたします。

討論を行います。

(「なし」と呼ぶものあり)

○議長(坂田秀昭君) 討論を終結いたします。

議案第46号、採決いたします。

原案のとおり決するに御異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶものあり)

○議長(坂田秀昭君) 御異議ないものと認めます。

よって、議案第46号、原案のとおり可決されました。

◎議案第47号

○議長(坂田秀昭君) 日程第13、議案第47号、道の駅活性化センター備品購入事業に係る契約の締結についてを議題といたします。

説明を求めます。

西川建設課長。

○建設課長(西川豊人君) ただいま今上程されました、議案第47号、道の駅活性化センター備品購入事業の契約の締結について御説明申し上げます。

本日お配りしました議案と入札及び契約状況表を合わせて御覧願います。

本件の入札につきましては、令和5年9月5日、地方自治法施行令第167条第1項第1号の規定による指名競争入札を行い、資料の方に記載のとおり有限会社さが井商店が1,543万円、消費税込金額1,697万3千円をもって落札いたしました。

以上のとおり、落札者が決定しましたので、地方自治法第96条第1項第8号の規定により議会の議決を求めるものでございます。

以上で説明を終わります。よろしく御審議を賜りますようお願い申し上げます。

○議長(坂田秀昭君) 質疑を受けます。

(「なし」と呼ぶものあり)

○議長(坂田秀昭君) 質疑を終結いたします。

討論を行います。

(「なし」と呼ぶものあり)

○議長(坂田秀昭君) 討論を終結いたします。

議案第47号、採決いたします。

原案のとおり決するに御異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶものあり)

○議長(坂田秀昭君) 御異議ないものと認めます。

よって、議案第47号、原案のとおり可決されました。

◎議案第48号

○議長(坂田秀昭君) 日程第14、議案第48号、北海道市町村職員退職手当組合規約の変更についてを議題といたします。

説明を求めます。

細川総務課長。

○総務課長（細川正彦君）ただいま上程されました議案第48号、北海道市町村職員退職手当組合格約の変更について御説明申し上げます。

議案書20ページをお願いいたします。

また、配付しております新旧対象表も併せて御覧願います。

北海道市町村職員退職手当組合につきましては、本町が加入している組合でございまして、改正内容といたしましては、新たに加入する団体が生じたことによる改正でございます。

新たに加入する団体は後志広域連合でございまして、当規約の変更につきましては、同規約の別表（2）中、一部事務組合及び広域連合の表に同団体を加えるものでございます。

附則の施行期日につきましては、各市町村の議会議決後に総務大臣の許可が必要となることから、当規約は総務大臣の許可の日からとするものでございます。

以上で説明を終わります。よろしく御審議を賜りますようお願い申し上げます。

○議長（坂田秀昭君）質疑を受けます。

（「なし」と呼ぶものあり）

○議長（坂田秀昭君）質疑を終結いたします。

討論を行います。

（「なし」と呼ぶものあり）

○議長（坂田秀昭君）討論を終結いたします。

議案第48号、採決いたします。

原案のとおり決するに御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶものあり）

○議長（坂田秀昭君）御異議ないものと認めます。よって、議案第48号、原案のとおり可決されました。暫時休憩いたします。

休憩 午後1時39分

再開 午後1時40分

○議長（坂田秀昭君）休憩前に引き続き本会議を再開いたします。

◎同意第5号

○議長（坂田秀昭君）日程第15、同意第5号、教育長の任命についてを議題といたします。

説明を求めます。

久保町長。

○町長（久保弘志君）ただいま上程されました同意第5号、教育長の任命について御説明申し上げます。

現教育長の加藤友幸氏は、平成29年10月に就任されて以来6年間、本町教育行政の円滑なる運営に御尽力をいただき、今月30日をもって任期満了となるところであります。

つきましては、引き続き同氏を次期教育長に再任いたしたく、本案を御提案申し上げた次第でございます。

加藤友幸氏の経歴につきましては、別途履歴書をお配りしておりますので御紹介は省略させていただきますが、人格は極めて円満で、教育、学術及び文化の振興に関しましても優れた識見と熱意を有している方でございまして、教育長として適任と存じますので、再任について御同意を賜りますようお願い申し上げます。

○議長（坂田秀昭君）お諮りいたします。

同意第5号、本案は原案のとおり同意することに御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶものあり）

○議長（坂田秀昭君）御異議ないものと認めます。
よって、同意第5号、原案のとおり同意と決定されました。
暫時休憩いたします。

休憩 午後1時42分

再開 午後1時45分

○議長（坂田秀昭君）本会議を再開いたします。

◎同意第6号

○議長（坂田秀昭君）日程第16、同意第6号、教育委員会委員の任命についてを議題といたします。
説明を求めます。

久保町長。

○町長（久保弘志君）ただいま上程されました同意第6号、教育委員会委員の任命について御説明申し上げます。

現委員の千葉めぐみ氏におかれましては、令和元年10月に就任されて以来、1期4年にわたり本町の教育行政に御尽力を頂き、今月30日をもって任期満了となるところでございます。

つきましては、引き続き同氏を次期委員に再任いたしたく本案を御提案申し上げた次第でございます。

千葉氏の経歴につきましては、別途履歴書をお配りしておりますので、御紹介は省略をさせていただきますが、人格は極めて円満で、教育、学術及び文化の振興に関しましても優れた識見と熱意を有している方でありまして、教育委員として適任と存じますので、再任について御同意を賜りますようお願い申し上げます。

○議長（坂田秀昭君）お諮りいたします。

同意第6号、原案のとおり同意することに御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶものあり）

○議長（坂田秀昭君）御異議ないものと認めます。

よって、同意第6号、原案のとおり同意と決定されました。

◎認定第1号 及び 認定第2号

○議長（坂田秀昭君）日程第17、認定第1号及び日程第18、認定第2号、令和4年度小清水町各会計歳入歳出決算認定について、令和4年度小清水町各事業会計決算認定についてを一括して議題といたします。

説明を求めます。

久保町長。

○町長（久保弘志君）ただ今上程されました認定第1号、令和4年度小清水町各会計歳入歳出決算認定及び認定第2号、令和4年度小清水町各事業会計決算認定につきましては、別紙、監査委員の決算意見書をそれぞれ添えて上程いたしますので、よろしく御審議を賜りますようお願い申し上げます。

あわせて、説明資料といたしまして、別冊の主要施策成果調をお手元にお配りしておりますので、参考にさせていただきたいと存じます。

○議長（坂田秀昭君）重成代表監査委員から決算審査の意見について説明を求めます。

○代表監査委員（重成一男君）それでは、代表監査委員の本会議説明要旨、令和5年9月12日。決算審査を行いましたので、その結果について御説明申し上げます。

審査につきましては、8月7日、8日の2日間にわたり瓜田監査委員と実施いたしました。

審査の方法につきましては、例年同様、町長から提出された歳入歳出決算書、事項別明細書、実質収支に関する調書、財産に関する調書、基金に関する報告書、関係帳簿などの通知の正確性、適法性、財政収支及び予算の執行条件について審査を行ったところでございます。

審査結果につきましては、各会計決算書及び基金の運用状況ともに係数に誤りはなく、適正に表示されており、法令に義務づけられたものが具備されておりました。

したがって、毎月実施しております出納検査により確認している金銭の出納と合わせ、各会計決算残金、歳入歳出外現金の保管及び基金の運用について適正に執行されたものと認めたとところでございます。

それでは、意見書に沿ってかいつまんで御説明をいたします。

まず、各会計決算審査意見書3ページの一般会計でございますが、歳入の総額は80億1,431万5千円で、前年度と比較して1億7,084万4千円の減、歳出総額は76億3,473万1千円で、前年度と比較して1億1,369万2千円の減と、歳入歳出ともに前年度を大きく下回っております。

次に、4ページの歳入の増減でございますが、減少の大きなものとしては、農業振興拠点施設整備完了と新型コロナウイルスの感染症対策等に係る国庫支出金の減となっております。

町税の決算額は6億5,812万1千円で、前年度より2,972万6千円の増となっております。

内訳は、町民税が1,802万6千円増の3億1,997万6千円、固定資産税が735万2千円増の2億7,230万8千円、軽自動車税が116万3千円増の2,323万1千円、町たばこ税が308万7千円増の4,200万6千円、入湯税が9万8千円増の60万1千円となっております。

収入率は97.84%で、前年度の97.67%から0.17%減少しております。

未収額は1,378万4千円で、前年度より68万2千円減少しております。

次、5ページ、税外収入の決算額は6,625万3千円で、前年度より216万1千円の減となっております。

内訳は、保育料が561万円減の579万7千円、公営住宅使用料が154万4千円減の3,883万1千円、教職員の住宅・地域特別賃貸住宅貸付料が69万円減の1,760万円、学校給食食材費収入が1万3千円増の401万5千円となっております。

収入率は98.16%で、前年度の97.95%から0.21%増加しております。

未収額は124万4千円で、前年度より18万7千円減少しております。

次、6ページ中段の基金の状況でございますが、一般会計の年度末残高は31億9,458万8千円で、前年度に比べ2,808万円、0.9%の減となっております。

次の地方債の状況につきましては、年度末における残高は77億3,567万8千円で、前年度と比べますと10億5,182万7千円の増加となっております。これは、過疎対策事業債などの起債償還は進んだものの、防災拠点型複合庁舎事業に伴う新たな起債借入れが行われたためであります。

次、7ページの債務負担の状況につきましては、前年度末残高が24億949万2千円で、前年度と比べますと2億1,890万9千円の増となっております。

地方債残高と債務負担行為額を合計すると101億4,517万円となり、前年度より12億7,073万6千円増加しております。

次、8ページ中段の主要財政指数等でございますが、財政力指数は0.212で、前年度と比べ0.002ポイント下回っており、経常収支比率につきましては80.2%で5.9%上回り、公債費負担比率につきましては19.2%で2.8%上回り、起債制限比率につきましては8.7%で0.2%下回っております。

経常収支比率につきましては、目安となる80%を若干上回りましたが、引き続き指標の推移に留意し、健全な財政運営に努めていただきたいと思います。

予算執行率及び事務手続等については、おおむね良好に執行されており、特に申し上げる事項はございません。

次に、9ページの国民健康保険特別会計でございますが、歳入総額は7億6,947万3千円で、前年度より735万9千円の増、歳出総額は7億4,821万5千円で、前年度より1,072万3千円の増と、歳入歳出ともに前年度を大きく上回っております。

10ページ、歳入の保険料のみの決算額は2億6,460万7千円で、収入率は97.06%、未収額は736万1千円で、前年度比28万4千円と減少しております。

次、歳出については11ページになりますが、被保険者数は減少しているものの、このコロナ禍での受

診控えが一段落したこともあり、保険給付費が364万8千円の増で、421万9千円の増となった国保事業費納付金を含め、歳出全体では前年度を1,072万3千円下回り、歳出決算は、予算現額7億8,492万8千円に対し、歳出済額7億4,821万5千円、予算現額に対する支出割合は95.3%で、おおむね適正に執行されております。

今後においても余裕を持った会計運営を目指し、努力されることを望んでおります。

次に、12ページの後期高齢者医療特別会計でございますが、歳入総額は1億160万8千円で、前年度より652万9千円の増、歳出総額は1億96万8千円で、前年度より620万7千円の増と、歳入歳出ともに前年度から増加しております。

次、13ページ、歳入の保険料の決算額は7,563万6千円で、前年度より463万1千円増加、収入率は99.9%となっております。

歳出については、特に申し上げることはございません。

次に、14ページの介護保険特別会計でございますが、保険事業勘定での歳入総額は5億6,572万1千円で、前年度より2,098万7千円の増、歳出総額は5億2,818万9千円で、前年度より1,469万8千円の増となっております。

サービス事業勘定の決算は、歳入歳出ともに2,137万円で、前年度より50万3千円増加しております。

16ページ、歳入の介護保険料の決算額は1億802万4千円で、収入率は99.89%、未収額は11万5千円となっております。

サービス収入の決算額は365万2千円で、収入率は100%となっております。

以上が、決算審査の概要でございますが、最後のページに記載のとおり、令和4年度の決算につきましては、新型コロナウイルス感染症の影響も徐々に緩和されたことにより、予定事業の実施が進んだことから、おおむね適正に執行されたものと認めるところでございます。

一般会計と特別会計の決算総額は、歳入が94億7,248万7千円で、歳出が90億3,347万3千円で、翌年度繰越額の829万7千円を差し引いた実質収支額は4億3,071万7千円の黒字となったところでございます。

町税につきましては、6億5,812万1千円で、前年度より2,972万6千円の減、税外収入は6,625万3千円で、216万1千円の減、3特別会計の保険料合計は4億4,826万7千円で、587万6千円の増となっております。

収入率は、町税が0.17%の増、税外収入が0.21%の増、3特別会計保険料は0.02%の増となっており、町税の未収額は依然として高い水準が続いており、軽自動車税の収入率は、昨年度に引き続き過去においても最も低い数字となっております。

また、国民健康保険の収入率は97.06%と3年連続で減少を続けていた前年度と同水準であり、未収額は736万1千円と前年度から大きく減少は見られておりません。

国民健康保険料の滞納額増加は、調整交付金の算定にも影響を与えるとともに、加入者の信頼を損なうなど、保険制度の根幹に関わる問題でもあります。

近年、町税と全般の収入率の低下が顕著であることから、町税及び各種保険料などに対する町民の理解と認識を高め、町民負担の公平性の維持に向け、徴収強化へ向けた確実な取組をお願いいたします。

一般会計における財政指標でございますが、経常収支比率、公債費負担比率ともにいずれも増加し、経常収支比率では、財政の弾力性の目安を若干上回っておりますが、公債費比率では危険ラインとされる目安を下回り、財政指標の上ではおおむね健全な水準が保たれている状況となっております。

今後は、小清水町アグリハートセンターや防災拠点型複合庁舎の大型事業に係る起債償還が始まり、現在進められている認定こども園の建設など、大型事業の実施等により難しい財政運営が求められるものと思っております。

続きまして、簡易水道と農業集落排水の事業会計について説明いたします。

各事業会計決算審査意見書2ページとなります。

最初に、簡易水道事業会計でございますが、収益的収入及び支出として、事業収益が2億41万2千円

で、事業費用は1億9,522万9千円、資本的収入及び支出では、収入が412万2千円で、支出が6,330万8千円となっております。

経営成績については、営業収益から営業費用を差し引いた営業利益は、マイナス1億1,760万3千円で、他会計補助金等の営業外収益などにより、当年度純利益は458万円となっております。

業務実績は、配水戸数が前年度より1戸減の1,934戸、普及率は95.8%となっております。

事業収益は1億9,362万8千円で、営業収益の大半を占める水道使用量の現年度収納率は99.14%で、未収額は64万5千円となっております。

次に、7ページの農業集落排水事業会計でございますが、収益的収入及び支出として、事業利益が1億8,974万円、事業費用が1億6,867万7千円、資本的収入及び支出では、収入が900万円、支出が6,837万5千円となっております。

経営成績については、営業収益から営業費用を差し引いた営業利益はマイナス1億315万6千円で、他会計補助金等、あとは営業外収益等により、当年度純利益は2,102万8千円となっております。

業務実績は、処理戸数が、前年度より13戸減の1,424戸、処理区内人口普及率は97.5%となっております。

事業収益は1億8,430万2千円で、営業収益の大半を占める農業集落排水使用料の現年度収入率は98.46%で、未収額は91万8千円となっております。

以上が、事業会計の決算審査の概要でございますが、令和2年度より公営事業会計に移行され、財政状況の明確化が進んでおりますので、さらなる経営の効率化に向けて努力を願うとともに、各使用料金の未収金については、使用者の負担の公平性や健全財政確保の上から、引き続き積極的な解消に努めていただきたい。

また、未処分利益余剰金については、早期に公営企業の原則に基づき適切に対応をお願いいたします。

今後、両事業においては、利用者の減少とともに各施設や管路の更新等による経費の増加など、経営環境は厳しいと推察されます。

特に、集落排水事業においては、浜小清水地区、止別地区の施設更新ときには、収支のバランスを考慮しながら施設規模、処理方式等を十分に検討の上、対応を頂きたい。

上下水道は生活に欠かすことのできないものであり、今後も引き続き住民生活の向上に向け、長期的で健全な事業運営に努力をお願いいたします。

以上が決算概要でございますが、全体を通じて高齢化と人口減少に伴う様々な行政課題に対処するには、将来につながる事業の選択と集中が重要になってきますが、次世代に過度の負担を強いることのない持続可能な財政運営に努められることを切に願い、決算審査の意見とさせていただきます。

以上です。

○議長（坂田秀昭君）各執行機関及び監査委員に対して質疑を受けます。

（「なし」と呼ぶものあり）

○議長（坂田秀昭君）質疑を終結いたします。

お諮りいたします。

本件につきましては、議長及び監査委員を除く全員をもって構成する決算審査特別委員会を設置し、これに付託の上、審査することにいたしたいと思っております。これに御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶものあり）

○議長（坂田秀昭君）御異議ないものと認めます。

よって、本件については、議長及び監査委員を除く全員をもって構成する決算審査特別委員会を設置し、これに付託の上、審査することに決定いたしました。

お諮りいたします。

ただいま設置されました決算審査特別委員会の委員長及び副委員長を、議会運営基準に基づき議長から指名することにいたしたいと思っております。これに御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶものあり）

○議長（坂田秀昭君）御異議ないものと認めます。

よって、決算審査特別委員会の委員長に鬼塚茂議員、副委員長に更科浩司議員を指名いたします。
お諮りいたします。

決算審査特別委員会が終了するまで休会にしたいと思います。これに御異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶものあり)

○議長(坂田秀昭君) 御異議ないものと認めます。

よって、決算審査特別委員会が終了するまで休会といたします。

◎散会の宣告

○議長(坂田秀昭君) 以上で、本日の日程は全て終了いたしました。

これをもって散会といたします。どうも御苦勞さまでした。

(午後2時12分)